

平成27年度 第10回理事会

日 時 平成28年1月15日（金） 15：30～16：30

場 所 特別会議室（つくば市）

報 告

- 1 「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報の保護に関する取扱い規程」の制定について
- 2 27年度補正予算の概要（水源林造成事業関係）
- 3 28年度予算概算決定の概要（本所、水源林造成事業等関係）
- 4 国立研究開発法人森林総合研究所平成27年度計画の変更について
- 5 「不適正な経理処理事案に係る今後の対応について」（長官からの通知）
- 6 28年度独立行政法人等審査結果（森林総合研究所関係）
- 7 その他

資 料

- Ⅱ－１ 「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報の保護に関する取扱い規程」の制定について
- Ⅱ－２ ２７年度補正予算の概要（水源林造成事業関係）
- Ⅱ－３ ２８年度予算概算決定の概要（本所、水源林造成事業等関係）
- Ⅱ－４ 国立研究開発法人森林総合研究所平成２７年度計画の変更について
- Ⅱ－５ 「不適正な経理処理事案に係る今後の対応について」
（長官からの通知）
- Ⅱ－６ ２８年度独立行政法人等審査結果（森林総合研究所関係）

「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報
情報の保護に関する取扱規程」の制定について

「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、当所における「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報の保護に関する取扱規程」を別添のとおり制定したので、お知らせする。

特定個人情報の安全管理に関する基本方針

27 森林総研第1229号

平成27年12月24日制定

国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた業務を行うにあたって、個人番号及び個人情報（以下「特定個人情報」という。）の重要性を認識し特定個人情報の適正な取扱いの確保について取り組むために、次のとおり「特定個人情報の安全管理に関する基本方針」を定め、適正に特定個人情報を取り扱います。

1. 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を取り扱う全ての業務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

（法令遵守）

- ① 番号法及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）等の法令を遵守し、適正に取り扱います。

（安全管理措置）

- ② 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

- ③ 特定個人情報は、番号法に定められた業務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に収集・保管・利用及び提供をするとともに、不要となった特定個人情報は速やかに廃棄します。

（委託・再委託）

- ④ 特定個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき研究所自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適正な監督を行います。

（継続的改善）

- ⑤ 特定個人情報の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努めます。

2. 問合せ先

本基本方針並びに特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ及び苦情は、別紙「森林総合研究所個人情報保護窓口」の各機関へお問い合わせ下さい。

別紙「森林総合研究所個人情報保護窓口」

機 関 名	窓口担当課	所 在 地	電話番号
森林総合研究所 本所	総務部 総務課	〒 305-8687 茨城県つくば市松の里 1	029-829-8155 (8162)
森林総合研究所 北海道支所	庶務課	〒 062-8516 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘 7	011-851-4131
森林総合研究所 東北支所	庶務課	〒 020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25	019-641-2150
森林総合研究所 関西支所	庶務課	〒 612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久 太郎 68	075-611-1201
森林総合研究所 四国支所	庶務課	〒 780-8077 高知県高知市朝倉西町 2-915	088-844-1121
森林総合研究所 九州支所	庶務課	〒 860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪 4-11-16	096-343-3168
森林総合研究所 多摩森林科学園	庶務課	〒 193-0843 東京都八王子市廿里町 1833-81	042-661-1121
森林総合研究所 林木育種センター	総務部 管理課	〒 319-1301 茨城県日立市十王町伊師 3809-1	0294-39-7000
森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場	連絡調整課	〒 069-0836 北海道江別市文京台緑町 561-1	011-386-5087
森林総合研究所 林木育種センター 東北育種場	連絡調整課	〒 020-0173 岩手県滝沢市大崎 95	019-688-4518
森林総合研究所 林木育種センター 関西育種場	連絡調整課	〒 709-4335 岡山県勝田郡勝央町植月中 1043	0868-38-5138
森林総合研究所 林木育種センター 九州育種場	連絡調整課	〒 861-1102 熊本県合志市須屋 2320 番 5	096-242-3151
森林総合研究所 森林保険センター	保険総務部 保険企画課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-382-3500

森林総合研究所 森林整備センター 本部	森林管理部 企画管理課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-543-2500
森林総合研究所 森林整備センター 東北北海道整備局	総務課	〒 980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 5-3-36	022-723-8808
森林総合研究所 森林整備センター 関東整備局	総務課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-542-5545
森林総合研究所 森林整備センター 中部整備局	総務課	〒 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-25	052-582-4721
森林総合研究所 森林整備センター 近畿北陸整備局	総務課	〒 600-8372 京都府京都市下京区五条通 大宮南門前町 480番	075-278-8855
森林総合研究所 森林整備センター 中国四国整備局	総務課	〒 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3	086-226-3295
森林総合研究所 森林整備センター 九州整備局	総務課	〒 812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1	092-433-1422

国立研究開発法人森林総合研究所特定個人情報の保護に関する取扱規程

平成27年12月24日
27森林総研第1230号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 安全管理措置
 - 第1節 組織的安全管理措置
 - 第2節 人的安全管理措置
 - 第3節 物理的安全管理措置
 - 第4節 技術的安全管理措置
- 第3章 特定個人情報の取得
- 第4章 特定個人情報の利用
- 第5章 特定個人情報の保管
- 第6章 特定個人情報の提供
- 第7章 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等
- 第8章 特定個人情報の廃棄・削除
- 第9章 特定個人情報の委託の取扱い
- 第10章 その他

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程は、国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号、以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（以下「ガイドライン」という。）並びに「国立研究開発法人森林総合研究所における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程」（16森林総研第1565号、以下「個人情報保護規程」という。）第40条に基づき、特定個人情報の安全管理措置等の必要な事項を定めることにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。
- 2 個人番号及び特定個人情報については、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、及びこの規程に定めるもののほか、個人情報保護規程を適用する。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、番号法その他関係法令の定めるところによる。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 研究所において個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

- 一 役員及び国立研究開発法人森林総合研究所職員就業規則（13森林総研第7号、以下「職員就業規則」という。）第4条、第5条、第16条に定める職員（以下「職員」という。）及び国立研究開発法人森林総合研究所非常勤職員就業規則（13森林総研第37号、以下「非常勤職員就業規則」という。）第3条に定める非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）に係る個人番号関係事務
 - ア 勤労者財産形成貯蓄事務
 - イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務
 - ウ 共済組合届出・申請事務
 - エ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務
 - オ 雇用保険届出・申請事務
 - カ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- 二 役員、職員及び非常勤職員の配偶者に係る個人番号関係事務
 - ア 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- 三 第1号以外の個人に係る個人番号関係事務
 - ア 給与所得、報酬等の源泉徴収事務
 - イ 不動産使用料等の支払関係事務

(特定個人情報の範囲)

第4条 前条各号において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- 一 役員、職員、非常勤職員及びこれらの扶養親族又はそれ以外の個人から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写し
- 二 研究所が行政機関等に提出するために作成した届出書等及びこれらの控え
- 三 研究所が届出書等を作成するうえで役員、職員、非常勤職員及びこれらの扶養親族又はそれ以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- 四 その他個人番号と関連づけて保存される情報

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置

(組織体制)

第5条 研究所に、特定個人情報の管理に関する責任を担う者（以下「総括責任者」という。）を3人置き、企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター総括審議役、森林整備センター総括審議役（人事・労務担当）をもって充てる。

- 2 林木育種センター、支所等、育種場、森林整備センター整備局並びに水源林整備事務所等に地方総括責任者を置き、当該組織の長をもって充てる。
- 3 研究所内において、特定個人情報を取り扱う部課室（以下「部課室」という。）における特定個人情報の管理を担う者（以下「保護責任者」という。）を置き、総括責任者又は地方総括責任者が指名する部課室の長又はこれに代わる者をもって充てる。
- 4 保護責任者は、特定個人情報を取り扱う部課室に特定個人情報に係る事務に従事する者（個人番号が付された書類等を受領する担当者を含む。以下「事務取扱担当者」という。）を置き、その範囲は別紙1に定める者とする。別紙1に定める者以外の者は、いかなる理由があろうとも特定個人情報に係る事務に携わることはできない。
- 5 研究所に、特定個人情報の運用状況及び取扱状況を監査する責任を担う者（以下「監査責任者」という。）を置き、監事をもって充てる。

（総括責任者の責務）

第6条 総括責任者は、この規程を遵守するとともに、地方総括責任者、保護責任者及び事務取扱担当者にこれを遵守させるための教育、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 総括責任者及び地方総括責任者は、保護責任者及び事務取扱担当者について、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、この規程及び個人情報保護規程に反する行為があるなど、特定個人情報を取り扱うに適していないと判断した場合には、当該者が特定個人情報の取扱いに携わることを禁ずることができる。この場合、総括責任者及び地方総括責任者は、前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、代わりの者を指名しなければならない。
- 3 総括責任者及び地方総括責任者は、特定個人情報の管理に関する事務を総括するとともに安全管理に関する教育・研修の企画及び実施の任にあたる。

（保護責任者の責務）

第7条 保護責任者は、この規程を遵守するとともに、事務取扱担当者がこれを遵守しているかを常時把握し、管理する責任を負い次に定める任にあたる。

- 一 特定個人情報の利用申請の承認及び管理
- 二 特定個人情報の運用状況の把握及び管理
- 三 特定個人情報ファイルの取扱状況の把握及び管理
- 四 事務取扱担当者の監督及び管理
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）の設定及び管理
- 六 特定個人情報の取扱いを委託する場合における取扱い状況等の監督
- 七 その他、特定個人情報の安全管理

（特定個人情報の運用状況の記録）

第8条 事務取扱担当者は、この規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につ

き、システムログ又は利用実績を記録し、保護責任者がこれを管理、保管するものとする。

- 一 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- 二 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
- 三 書類及び特定個人情報記録媒体等の持出しの記録
- 四 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録

(取扱状況の確認)

第9条 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、特定個人情報管理台帳（様式第1号）に以下の事項を記録し、保護責任者がこれを管理、保管するものとする。

- 一 特定個人情報ファイルの種類、名称
- 二 取扱部署、事務取扱担当者
- 三 管理区域、取扱区域
- 四 利用目的
- 五 削除・廃棄状況

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 総括責任者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という）が発生したと判断した場合又はその恐れがあると判断した場合は、理事長にその旨を報告するとともに、地方総括責任者及び保護責任者と連携して、速やかに事実の調査を行い、漏えい事案等の防止、若しくは漏えい事案等による損害を最小限に食い止めなければならない。

- 2 総括責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。
- 3 総括責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。
- 4 総括責任者は、番号法違反の事案又は番号法違反の恐れのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに林野庁所管担当課経由で特定個人情報保護委員会へ別紙2により報告するものとする。

また、次に掲げる特定個人情報に関する重大事案又はその恐れのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を林野庁森林整備部研究指導課（研究班）経由で特定個人情報保護委員会へ別紙3により報告するものとする。

- 一 次に掲げる特定個人情報が漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態。
 - ア 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報。
 - イ 個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特

定個人情報。

ウ 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報。

二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態。

ア 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報。

イ 番号法第9条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報。

ウ 番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報。

三 保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧できる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態。

四 不正の目的をもって、保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態。

(問い合わせ、苦情への対応)

第11条 研究所は、研究所における番号法、個人情報保護法、ガイドライン又は本規程に基づく特定個人情報の取扱いに関する問い合わせや、税務署等の行政機関(以下「情報主体」という。)からの苦情申出を受ける窓口(以下「個人情報保護窓口」という。)を別紙4のとおり設けるものとする。

2 研究所は、前項に規定する個人情報保護窓口を「特定個人情報の取扱いに関する基本方針」(27森林総研第1229号)に定め、公表するものとする。

3 個人情報保護窓口担当者が情報主体からの苦情を受け付けた場合には、その旨を総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、適切に対応するものとする。

(監査)

第12条 監査責任者は、研究所の特定個人情報の適正な取扱い、その他関係法令及びこの規程の遵守状況について検証し、その改善を総括責任者に勧告する。

2 前項の規定により総括責任者が監査責任者から改善勧告を受けた場合には、速やかに当該勧告に対する改善策を講じ、1か月以内に監査責任者に対して改善状況を文書で報告しなければならない。

3 監査責任者は、研究所における特定個人情報の適正な取扱いその他関係法令及び本規程の遵守状況について、定期に若しくは随時に監査を実施する。

(安全管理措置の見直し)

第13条 総括責任者は、定期に又は随時に特定個人情報の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況の確認を実施しなければならない。

2 総括責任者は、前項の確認の結果及び前条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

第2節 人的安全管理措置

(事務取扱に関する監督及び管理)

第14条 総括責任者は、特定個人情報がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、地方総括責任者、保護責任者及び事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事務取扱担当者の責務)

第15条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示」、「訂正」、「利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事するに当たっては、特定個人情報を保護するため、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、この規程及び個人情報保護規程を遵守するとともに、総括責任者、地方総括責任者及び保護責任者の指示に従わなければならない。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法、個人情報保護法、ガイドライン、この規程又は個人情報保護規程に違反している事実、若しくはその兆候を把握した場合には、速やかに保護責任者を通じて総括責任者に報告するものとする。
- 3 部課室において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、自分の手元に個人番号（個人番号が記された書面の写し、メモ等を含む。）を残してはならないものとする。
- 4 事務取扱担当者の変更になる場合には、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わなければならない。この場合、かかる引継ぎが行われたことを保護責任者へ報告するものとする。

(教育・研修)

第16条 総括責任者は、地方総括責任者、保護責任者及び事務取扱担当者にこの規程を遵守させるために必要な教育・研修を実施するものとする。

- 2 保護責任者及び事務取扱担当者は、前項の規定に基づく教育・研修を受けなければならない。

第3節 物理的安全管理措置

(管理区域及び取扱区域)

第17条 保護責任者は、当該管理区域及び取扱区域を設定し、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じるものとする。

一 管理区域

基幹的なサーバー等を設置する管理区域においては、管理区域であることを明示するとともに、様式第2号により入退室の管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行う。

二 取扱区域

事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所を割り当て、取扱区域であることを明示するとともに、壁、間仕切り等を設置し、事務取扱担当者以外の者が出入りするこ

とを禁ずる。ただし、保護責任者が特定個人情報の保護に当たって問題ないと認めた場合はこの限りではない。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第18条 保護責任者は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 特定個人情報を取扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

二 特定個人情報ファイルを取扱う情報システム機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。

2 事務取扱担当者が、短時間であっても管理区域及び取扱区域を離れるときは、前項各号の定める措置を遵守し、特定個人情報の盗難等を防止しなければならない。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第19条 研究所は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいう。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。

一 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

二 行政機関等への届出書等の提出等、研究所が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

三 個人番号関係事務に必要な特定個人情報を部課室等に移動する場合

2 前項により特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

一 特定個人情報が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法

ア 持出しデータの暗号化

イ 持出しデータのパスワードによる保護

ウ 施錠できる搬送容器の使用

エ 追跡可能な移送手段の利用（特定記録又は簡易書留郵便で送付する。）

二 特定個人情報が記載された書類等を安全に持ち出す方法

ア 封緘、目隠しシールの貼付（事務取扱担当者間において特定個人情報が記載された書類等を移送する場合を含む。）

(廃棄・削除)

第20条 特定個人情報の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

一 事務取扱担当者は、特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダーによる裁断又は焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いなければならない。

- 二 事務取扱担当者は、特定個人情報記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いなければならない。
 - 三 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を用いなければならない。
 - 四 特定個人情報を取り扱う情報システムにおいては、当該関連する法定調書の法定保存期間経過後の最初に到来する年度に個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - 五 個人番号が記載された書類等については、国立研究開発法人森林総合研究所法人文書管理要領（22森林総研第1812号。以下「法人文書管理要領」という。）第9条に定める保存期間経過後の最初に到来する年度に廃棄をするものとする。
- 2 保護責任者は、事務取扱担当者が個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した以下の内容についての記録を様式第1号により保存するものとする。
- 一 特定個人情報ファイルの種類・名称
 - 二 取扱部署、保護責任者の氏名
 - 三 削除・廃棄状況

第4節 技術的安全管理措置

（アクセス制御）

第21条 特定個人情報へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- 一 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- 二 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- 三 ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

（アクセス者の識別と認証）

第22条 特定個人情報を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを識別した結果に基づく認証するものとする。

- 2 事務取扱者が異動等によって変更となった場合には、即時にパスワードを変更、磁気・ICカードを変更するなどし、アクセス権の変更設定を行わなければならない。
- 3 アクセス権を有しない者は、いかなる理由があっても、特定個人情報を取り扱う情報システムにアクセスしてはならない。

（外部からの不正アクセス等の防止）

第23条 研究所は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- 一 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、

- 不正アクセスを遮断する方法。
- 二 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
 - 三 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
 - 四 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
 - 五 ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

（情報漏えい等の防止）

第24条 研究所は、特定個人情報をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報の情報漏えい等を防止するものとする。

- 一 通信経路における情報漏えい等の防止策通信経路の暗号化
- 二 情報システムに保存されている特定個人情報の情報漏えい等の防止策データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得

（特定個人情報の適正な取得）

第25条 研究所は、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

（特定個人情報の利用目的）

第26条 研究所が、役員、職員、非常勤職員及びこれらの扶養親族又はその他の個人から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

（特定個人情報の取得時の利用目的の通知）

第27条 研究所は、特定個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を情報主体に明示しなければならない。

- 2 利用目的の変更を要する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（個人番号の提供の要求）

第28条 研究所は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、個人番号の提供を求めることができるものとする。

（個人番号の提供を求める時期）

第29条 研究所は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の

提供を求めることとする。

- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第30条 研究所は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の取得制限)

第31条 研究所は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を取得しないものとする。

(身元確認)

第32条 研究所が個人番号を取得するに当たっては、番号法第16条に定める各方法により、個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は身元確認を省略することができる。

- 一 以前に身元確認を行った場合
- 二 研究所に所属する役員、職員、非常勤職員である場合
- 三 役員、職員、非常勤職員が研究所に対してその扶養親族の個人番号の提供を義務付けられている場合

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第33条 研究所は、第26条に掲げる利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

- 2 研究所は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第34条 研究所が特定個人情報ファイルを作成するのは、特別な理由がある場合を除き、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の正確性の確保)

第35条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第26条に掲げる利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第36条 研究所は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 研究所は、法人文書管理要領第9条に定める保存期間を経過するまでの間は、届出書等の書類の再作成等の個人番号関係事務を行うために必要があると認められるため、当該書類及び書類を作成するシステム内においても保管することができる。

3 研究所は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや研究所が行政機関等に提出する届出書等の書類の控えや当該書類を作成するうえで研究所が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、保存することができる。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第37条 研究所は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等

(開示、訂正及び利用停止等)

第38条 研究所は、個人情報保護法の規定に基づき、特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めがあった場合には、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第39条 研究所は第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について法人文書管理要領第9条に定める保存期間が義務付けられているものについては、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合は、法人文書管理要領第9条に定める保存期間を経過後の最初に到来する年度に廃棄をするものとする。

第9章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託先における安全管理措置)

第40条 研究所は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、研究所自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - 一 委託先の適切な選定
 - 二 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - 三 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して本法人が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
 - 一 設備
 - 二 技術水準
 - 三 従業者（事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、派遣社員等を含む。）に対する監督・教育の状況
 - 四 経営環境状況
 - 五 特定個人情報の安全管理の状況（「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」を含む。）
 - 六 暴力団等の反社会的勢力でないこと
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の事項を盛り込むものとする。
 - 一 秘密保持義務に関する規定
 - 二 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - 三 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - 四 再委託における条件
 - 五 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
 - 六 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規定
 - 七 従業者に対する監督・教育に関する規定
 - 八 契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
 - 九 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化に関する規定
 - 十 委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定
- 5 委託先の管理については、保護責任者とする。
- 6 研究所は、委託先において特定個人情報の安全管理が適切に行われていることについて、1年に1回又は臨時に必要なに応じてモニタリングをするものとする。
- 7 研究所は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、

速やかに研究所に報告される体制になっていることを確認するものとする。

- 8 委託先は、研究所の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 9 研究所は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 10 研究所は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第10章 その他

(雑則)

第41条 番号法、個人情報保護法、ガイドライン、この規程及び個人情報保護規程に定めるもののほか、研究所に定める個人情報の保護について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

区分	取り扱う事務の範囲	部署	保護責任者	事務取扱担当者
一	ア 勤労者財産形成貯蓄事務	総務課	総務課長	総務係
		支所等	各庶務担当課長	庶務担当係
		森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係
		森林整備センター 労務課	労務課長	厚生係・共済組合第二事業係
	イ 給与所得・退職所得の源泉徴収事務	監査室	監査室長	庶務担当係
		コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進室長	庶務担当係
		総合調整室	総合調整室長	庶務担当係
		企画部	企画部長	庶務係
		総務部	総務部各課室長	庶務担当係
		支所等	各庶務担当課長	庶務担当係
		職員課	職員課長	給与係
		経理課	経理課長	源泉徴収に関する事務を取り扱う者
		森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係
		森林整備センター 労務課	労務課長	給与第二係・共済組合第二給付係
ウ 共済組合届出・申請事務	監査室	監査室長	庶務担当係	
	コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進室長	庶務担当係	
	総合調整室	総合調整室長	庶務担当係	
	企画部	企画部長	庶務係	
	総務部	総務部各課室長	庶務担当係	
	支所等	各庶務担当課長	庶務担当係	
	職員課	職員課長	共済組合給付係	
	森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係	
	森林整備センター 労務課	労務課長	共済組合第二事業係・共済組合第二給付係・給与第二係	
	エ 健康保険・厚生年金保険届出・申請事務	職員課	職員課長	厚生係・職員課課長補佐
支所・科学園		各庶務担当課長	庶務担当係	
森林保険センター 保険企画課		保険企画課長	保険総務係	
森林整備センター 労務課		労務課長	厚生係・共済組合第二事業係	
オ 雇用保険届出・申請事務	職員課	職員課長	厚生係・職員課課長補佐	
	支所・科学園	各庶務担当課長	庶務担当係	
	林木育種センター	各庶務担当課長	庶務担当係	
	森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係	
	森林整備センター 労務課	労務課長	厚生係・共済組合第二事業係	
カ 労働災害補償保険法に基づく請求に関する事務	職員課	職員課長	厚生係・安全衛生専門職	
	支所等	各庶務担当課長	庶務担当係	
	森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係	
	森林整備センター 労務課	労務課長	厚生係	
二	ア 国民年金の第3号被保険者の届出事務	監査室	監査室長	庶務担当係
		コンプライアンス推進室	コンプライアンス推進室長	庶務担当係
		総合調整室	総合調整室長	庶務担当係
		企画部	企画部長	庶務係
		総務部	総務部各課室長	庶務担当係
		支所等	各庶務担当課長	庶務担当係
		職員課	職員課長	共済組合給付係・職員課課長補佐
		森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係
		森林整備センター 労務課	労務課長	厚生係・共済組合第二事業係
		三	ア 給与所得・報酬等の源泉徴収事務	経理課
森林保険センター 保険企画課	保険企画課長			保険総務係
森林整備センター 労務課	労務課長			給与第二係・共済組合第二給付係
イ 不動産使用料等の支払関係事務	森林保険センター 保険企画課	保険企画課長	保険総務係	
	森林整備センター 労務課	労務課長	厚生係・給与第二係・共済組合第二給付係	

※ 支所等:支所、科学園、林木育種センター、育種場

特定個人情報保護委員会 殿

組織名 _____
担当部署 _____
担当者 _____
所在地 _____
連絡先 (TEL : _____)

特定個人情報の漏えい等報告について

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①発覚年月日	
②事案の概要 (流出した契機を含む)	
③漏えい等した情報の内容	
④漏えい等した又はおそれのある本人の数	
⑤発生原因等 (取扱規程等の遵守状況についても記載)	
⑥本人への連絡等の状況	
⑦公表内容及び公表方法 (公表年月日)	
⑧再発防止策等	
⑨その他	

平成 年 月 日

特定個人情報保護委員会 殿

組織名 _____
 担当部署 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 (TEL: _____)

特定個人情報の漏えい等報告について

(行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等における重大事案等)

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①重大事案の類型	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムから外部に情報漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした。 <input type="checkbox"/> その他 ()
②事案の概要 (流出した契機を含む)	
③漏えい等した特定個人情報の本人の数	() 人
④漏えい等した情報の内容	
⑤漏えい等が発生した事務の名称	【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】 <input type="checkbox"/> 個人番号利用事務 <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務 【特定個人情報保護評価の実施の有無】 <input type="checkbox"/> 実施 (義務付けられる評価の種類:) <input type="checkbox"/> 義務付けられない 【事務名】 ()
⑥公表予定	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり(予定も含む) 公表(予定) 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【記者レクの有無】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定
⑦その他	

平成 年 月 日

特定個人情報保護委員会 殿

組織名 _____
 担当部署 _____
 担当者 _____
 所在地 _____
 連絡先 (TEL: _____)

特定個人情報の漏えい等報告について

(行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等における重大事案等)

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について下記のとおり報告します。

①重大事案の類型 ※重大事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムから外部に情報漏えい等が起こった。 <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。 <input type="checkbox"/> 不特定多数の人が閲覧できる状態となった。 <input type="checkbox"/> 職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした。 <input type="checkbox"/> その他 ※「その他」を選択した場合にのみ重大事案と判断した理由を記載 ()
②事案の概要 (流出した契機を含む)	
③漏えい等した特定個人情報の本人の数	() 人 ※ 発覚した時点で把握した概数を記載
④漏えい等した情報の内容	
⑤漏えい等が発生した事務の名称	【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】 <input type="checkbox"/> 個人番号利用事務 <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務 【特定個人情報保護評価の実施の有無】 <input type="checkbox"/> 実施 (義務付けられる評価の種類:) <input type="checkbox"/> 義務付けられない 【事務名 ※ 特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載】 () ※ 「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載
⑥公表予定	【事案の公表】 <input type="checkbox"/> あり (予定も含む) 公表 (予定) 年 月 日 時 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定 【記者レクの有無 ※ 「あり (予定も含む)」を選択した場合のみ記載】 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未定
⑦その他	

別紙4 「森林総合研究所個人情報保護窓口」

機 関 名	窓口担当課	所 在 地	電話番号
森林総合研究所 本所	総務部 総務課	〒 305-8687 茨城県つくば市松の里 1	029-829-8155 (8162)
森林総合研究所 北海道支所	庶務課	〒 062-8516 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘 7	011-851-4131
森林総合研究所 東北支所	庶務課	〒 020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25	019-641-2150
森林総合研究所 関西支所	庶務課	〒 612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久 太郎 68	075-611-1201
森林総合研究所 四国支所	庶務課	〒 780-8077 高知県高知市朝倉西町 2-915	088-844-1121
森林総合研究所 九州支所	庶務課	〒 860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪 4-11-16	096-343-3168
森林総合研究所 多摩森林科学園	庶務課	〒 193-0843 東京都八王子市廿里町 1833-81	042-661-1121
森林総合研究所 林木育種センター	総務部 管理課	〒 319-1301 茨城県日立市十王町伊師 3809-1	0294-39-7000
森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場	連絡調整課	〒 069-0836 北海道江別市文京台緑町 561-1	011-386-5087
森林総合研究所 林木育種センター 東北育種場	連絡調整課	〒 020-0173 岩手県滝沢市大崎 95	019-688-4518
森林総合研究所 林木育種センター 関西育種場	連絡調整課	〒 709-4335 岡山県勝田郡勝央町植月中 1043	0868-38-5138
森林総合研究所 林木育種センター 九州育種場	連絡調整課	〒 861-1102 熊本県合志市須屋 2320 番 5	096-242-3151
森林総合研究所 森林保険センター	保険総務部 保険企画課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-382-3500

森林総合研究所 森林整備センター 本部	森林管理部 企画管理課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-543-2500
森林総合研究所 森林整備センター 東北北海道整備局	総務課	〒 980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 5-3-36	022-723-8808
森林総合研究所 森林整備センター 関東整備局	総務課	〒 212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-2	044-542-5545
森林総合研究所 森林整備センター 中部整備局	総務課	〒 450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 4-2-25	052-582-4721
森林総合研究所 森林整備センター 近畿北陸整備局	総務課	〒 600-8372 京都府京都市下京区五条通 大宮南門前町 480番	075-278-8855
森林総合研究所 森林整備センター 中国四国整備局	総務課	〒 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3	086-226-3295
森林総合研究所 森林整備センター 九州整備局	総務課	〒 812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1	092-433-1422

平成27年度 林野関係補正予算の概要

林野関係合計 592 億円

(単位:百万円)

項 目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
合板・製材生産性強化対策事業	29,000		29,000
違法伐採緊急対策事業	200		200
輸出促進緊急対策のうち 木材製品輸出特別支援事業	100		100
地域材利用拡大緊急対策事業	1,800		1,800
森林・林業人材育成対策	300		300
シカ被害対策緊急捕獲等事業	100		100
森林整備事業・治山事業		22,010	22,010
<div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-left: 5px;"> 森林整備事業 治山事業 </div> </div>		17,066	17,066
		4,944	4,944
山林施設災害復旧等事業		5,686	5,686
計	31,500	27,696	59,196

(参考) 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

森林整備事業・治山事業（公共）

【22,010百万円】

対策のポイント

国土保全等の森林の公益的機能の発揮に向けて、水土保持機能を強化する必要のある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を行います。

<背景／課題>

- ・台風等により、立木の風倒被害、手入れ不足な森林における土壌流出、林道の損傷等が全国各地で発生しており、今後の被害拡大や林地崩壊等の新たな災害の発生を防ぐとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保にも資するため、被害森林の復旧や間伐等の森林整備を実施する必要があります。
- ・また、集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、荒廃山地の復旧等を実施する必要があります。

政策目標

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落(平成25年度)→5.8万集落(平成30年度))
- 森林吸収量3.5%(平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施
(平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

<主な内容>

1. 森林整備事業

17,066百万円

台風等による被害森林の復旧、水土保持機能を強化する必要のある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施します。

水源林造成事業	3,500百万円
森林環境保全直接支援事業	6,316百万円
環境林整備事業	1,750百万円
国有林森林整備事業	5,500百万円

国費率:10/10、3/10等

事業実施主体:国、都道府県、市町村、

国立研究開発法人 森林総合研究所、森林所有者等

2. 治山事業

4,944百万円

集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、早急に復旧整備を実施します。

復旧治山事業	3,750百万円
民有林直轄治山事業	638百万円

国費率:10/10、2/3、1/2等

事業実施主体:国、都道府県

お問い合わせ先:

- 1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
- 2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

国立研究開発法人森林総合研究所研究・育種勘定運営費交付金

【平成28年度概算決定額 10,185,296（9,350,881）千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うことにより、森林の多面的機能の発揮や、林業技術の向上を図ります。

（国立研究開発法人森林総合研究所の業務）

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成します。

<内容>

農林水産大臣から示された「中長期目標」を達成するため、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における行政課題に対応した試験・研究を実施します。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成28年度～32年度（5年間）

国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費補助金（拡充）

【平成28年度概算決定額 215,254（197,340）千円】

事業のポイント

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行うのに必要な施設の改善等を行うことにより、これらの業務の円滑な実施を図ります。

（国立研究開発法人森林総合研究所の業務）

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に推進します。
- 国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成します。

<内容>

本所研究本館事務棟他空調設備改修、本所情報セキュリティシステム整備を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成28年度

平成28年度 林野関係予算の概要

1. 総括表

平成27年12月

区 分	平成27年度 当初予算額 億円	平成28年度 概算決定額(A) 億円	(27年度補正追加額)	
			補正額(B) 億円	A+B 億円
公共事業費 (対前年度比)	1,918 -	1,900 99.0%	277 -	2,177 113.5%
一般公共事業費 (対前年度比)	1,819 -	1,800 99.0%	220 -	2,020 111.1%
治山事業費 (対前年度比)	616 -	597 97.0%	49 -	647 105.0%
森林整備事業費 (対前年度比)	1,203 -	1,203 100.0%	171 -	1,374 114.2%
災害復旧等事業費 (対前年度比)	100 -	100 100.0%	57 -	157 157.0%
非公共事業費 (対前年度比)	985 -	1,033 104.9%	315 -	1,348 136.8%
合 計 (対前年度比)	2,904 -	2,933 101.0%	592 -	3,525 121.4%

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金に林野関係事業を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

区 分	平成27年度 当初予算額 億円	平成28年度 概算決定額 億円	(27年度補正追加額)	
			補正額(B) 億円	A+B 億円
公共事業費 (対前年度比)	434 -	304 69.9%	- -	304 69.9%
非公共事業費 (対前年度比)	69 -	63 91.0%	- -	63 91.0%
合 計 (対前年度比)	503 -	366 72.8%	- -	366 72.8%

平成28年度 森林整備事業予算概算決定の概要

平成 27 年 12 月
林 野 庁 整 備 課

(単位:百万円)

事 項	27年度 予算		平成28年度 概算決定						
	一般会計	一般会計 + 復興特会	要求枠	要望枠	一般会計	対前年度比	復興特会	一般会計+ 復興特会	対前年度比
	a	b	c	d	e=c+d	e/a	f	g=e+f	g/b
森林整備事業(民有林)	54,569	57,101	33,885	20,684	54,569	100.0%	3,167	57,736	101.1%
民有林補助事業	29,699	31,831	11,870	17,854	29,724	100.1%	2,681	32,405	101.8%
森林整備事業調査等	80	80	79	-	79	98.8%	-	79	98.8%
森林環境保全整備	28,461	30,576	10,865	17,816	28,681	100.8%	2,675	31,356	102.6%
後進地域補助率差額	70	87	28	-	28	40.0%	6	34	39.1%
美しい森林づくり基盤整備交付金	1,088	1,088	898	38	936	86.0%	-	936	86.0%
水源林造成事業	24,870	25,270	22,015	2,830	24,845	99.9%	486	25,331	100.2%
水源林造成事業	24,870	25,270	22,015	2,830	24,845	99.9%	486	25,331	100.2%
災害復旧等	2,433	2,505	2,433	-	2,433	100.0%	107	2,540	101.4%

(注) 1 上記のほか、森林整備関係予算として農山漁村地域整備交付金(農村振興局計上)等がある

森林整備事業・治山事業（公共）

【180,009（181,856）百万円】

（平成27年度補正予算 22,010百万円）

対策のポイント

- ・ 施業の集約化を図り、間伐、路網整備等を推進するほか、森林吸収量の確保に向けた条件不利地等における間伐や森林整備の低コスト化を推進します。
- ・ 自然災害に対する山地防災力の強化に向けた事前防災・減災対策等の総合的な治山対策を推進します。

<背景／課題>

- ・ 我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。
- ・ 集中豪雨・地震等による激甚な山地災害やシカ、病害虫等による森林被害が各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。

政策目標

- 森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 森林整備事業

120,286（120,286）百万円

（平成27年度補正予算 17,066百万円）

- (1) 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を推進します。その際、列状間伐等による効率的な間伐や伐採と造林の一貫作業システムの導入を通じた森林整備の低コスト化により、面的な森林整備を推進するとともに、林業専用道の防災機能の強化を推進します。

森林環境保全直接支援事業 23,820（23,600）百万円

林業専用道整備対策 10,731（10,731）百万円

国費率：10/10、1/2、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

- (2) 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進するとともに、鳥獣被害対策を推進します。

環境林整備事業 2,643（2,726）百万円

水源林造成事業 24,845（24,870）百万円

国費率：10/10、3/10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、国立研究開発法人 森林総合研究所等

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（継続）

【平成28年度概算決定額 125,000（182,263）千円】

対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、機構が徴収（徴収制度：25年元利均等半年賦払）する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林総合研究所において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

政策目標

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林総合研究所における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置

2. 徴収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

<交付率>

定額

<交付先>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成20年度～

[担当課：林野庁整備課]

【復興庁計上分】

放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業（継続）
【平成28年度概算決定額（復旧・復興対策）2,552,464(2,777,578)千円】

事業のポイント

森林整備を行う上で放射性物質への対処が必要な森林の調査、副産物の減容化や拡散防止対策、木質バイオマスの利用の推進、ほだ木等原木林の再生等の実証的な取組を実施します。

<背景／課題>

- ・放射性物質の影響がある被災地では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、自主的・計画的な森林整備を期待することが極めて困難となっています。
- ・放射性物質は、木材取引を低迷させ、林業・木材産業の安定的な経営に支障を来たすなど、地域における所得の確保、雇用や生活の維持等に重大な影響を及ぼしています。
- ・被災地における森林整備を円滑に進めるためには、通常の森林整備の手法に加えて、林業者と住民の不安を取り除くための放射性物質への対処など特別な配慮が必要となっています。
- ・被災地域の復興を図る上できのこ原木の安定供給を図る観点から、放射性物質の影響を受けた原木林の早期の再生が必要です。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<内容>

1. 実証に係る事前調査等
実証地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための実証対象森林の調査、森林所有者への説明・同意取り付け等を実施します。
2. 伐採に伴い発生する副産物の減容化等放射性物質への対処方策の実証
円滑な森林整備を促進するため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の破碎・梱包・運搬・保管、放射性物質の拡散抑制のための木柵の設置等、地域において放射性物質への対処に必要な取組を実証的に実施します。
3. 副産物等の利用の円滑化のための実証
既存及び新設木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に対処するための施設等の整備や新技術の導入等により、実証的な取組を実施します。
4. ほだ木等原木林再生のための実証
放射性物質の影響を受けているほだ木等の原木林の再生に向けた実証的な取組を実施します。

<補助率等>

1、2、3、4 定額、10/10
2 請負

<事業実施主体>

- 1 県、市町村等
- 2 県、市町村、(研)森林総合研究所、国等
- 3 都県、市町村、民間団体
- 4 都県、市町村、民間団体等

<事業実施期間>

平成25年度～29年度（5年間）

【担当課：林野庁研究指導課、整備課、業務課、木材利用課】

国立研究開発法人森林総合研究所平成27年度計画の変更について

1. 調達等合理化計画の策定に係る中期計画の変更については、別紙1のとおり、平成27年12月21日付農林水産省指令27林整研第185号をもって農林水産大臣の認可を受けたところである。
2. また、平成27年度補正予算において、別紙2のとおり、水源林造成事業についても計上され、現在国会において審議されているところである。
3. このため、調達等合理化計画の策定に係る中長期計画の認可及び水源林造成事業に係る平成27年度補正予算の成立を受けて、独立行政法人通則法第31条の規定により、年度計画の変更について、別紙3及び別紙4のとおり農林水産大臣あて届け出るものである。

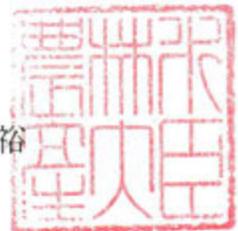
農林水産省指令 27 林整研第 185 号

茨城県つくば市松の里 1 番地
国立研究開発法人森林総合研究所
理事長 沢田 治雄

平成 27 年 11 月 13 日付け 27 森林総研第 1046 号をもって認可申請のあった
国立研究開発法人森林総合研究所の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変
更については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1
項の規定に基づき、申請のとおり認可する。

平成 27 年 12 月 21 日

農林水産大臣 森山 裕



森林整備事業・治山事業（公共）

【22,010百万円】

対策のポイント

国土保全等の森林の公益的機能の発揮に向けて、水土保持機能を強化する必要のある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を行います。

<背景/課題>

- ・台風等により、立木の風倒被害、手入れ不足な森林における土壌流出、林道の損傷等が全国各地で発生しており、今後の被害拡大や林地崩壊等の新たな災害の発生を防ぐとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保にも資するため、**被害森林の復旧や間伐等の森林整備を実施する必要があります。**
- ・また、集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、**荒廃山地の復旧等を実施する必要があります。**

政策目標

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落(平成25年度)→5.8万集落(平成30年度))
- 森林吸収量3.5%(平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施
(平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

<主な内容>

1. 森林整備事業

17,066百万円

台風等による被害森林の復旧、水土保持機能を強化する必要のある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施します。

水源林造成事業	3,500百万円
森林環境保全直接支援事業	6,316百万円
環境林整備事業	1,750百万円
国有林森林整備事業	5,500百万円
国費率: 10/10、3/10等	
事業実施主体: 国、都道府県、市町村、 国立研究開発法人 森林総合研究所、森林所有者等	

2. 治山事業

4,944百万円

集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備を実施**します。

復旧治山事業	3,750百万円
民有林直轄治山事業	638百万円
国費率: 10/10、2/3、1/2等	
事業実施主体: 国、都道府県	

お問い合わせ先:

- 1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
- 2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

森林整備事業・治山事業

平成27年度補正予算額：
 森林整備事業 171億円
 治山事業 49億円

各地で集中豪雨や台風等による山地災害や水害、風害等が発生しており、さらなる災害の発生防止に向けて、水土保持機能を強化する必要がある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を実施。

- 『森林整備事業』→台風等による被害森林の復旧や、水土保持機能を強化する必要がある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施策及びこれらに必要な路網整備を実施。
- 『治山事業』→治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施。

森林整備事業

台風等による被害森林の復旧や水土保持機能を強化する必要がある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施策及びこれらに必要な路網整備を実施。

森林被害の発生状況

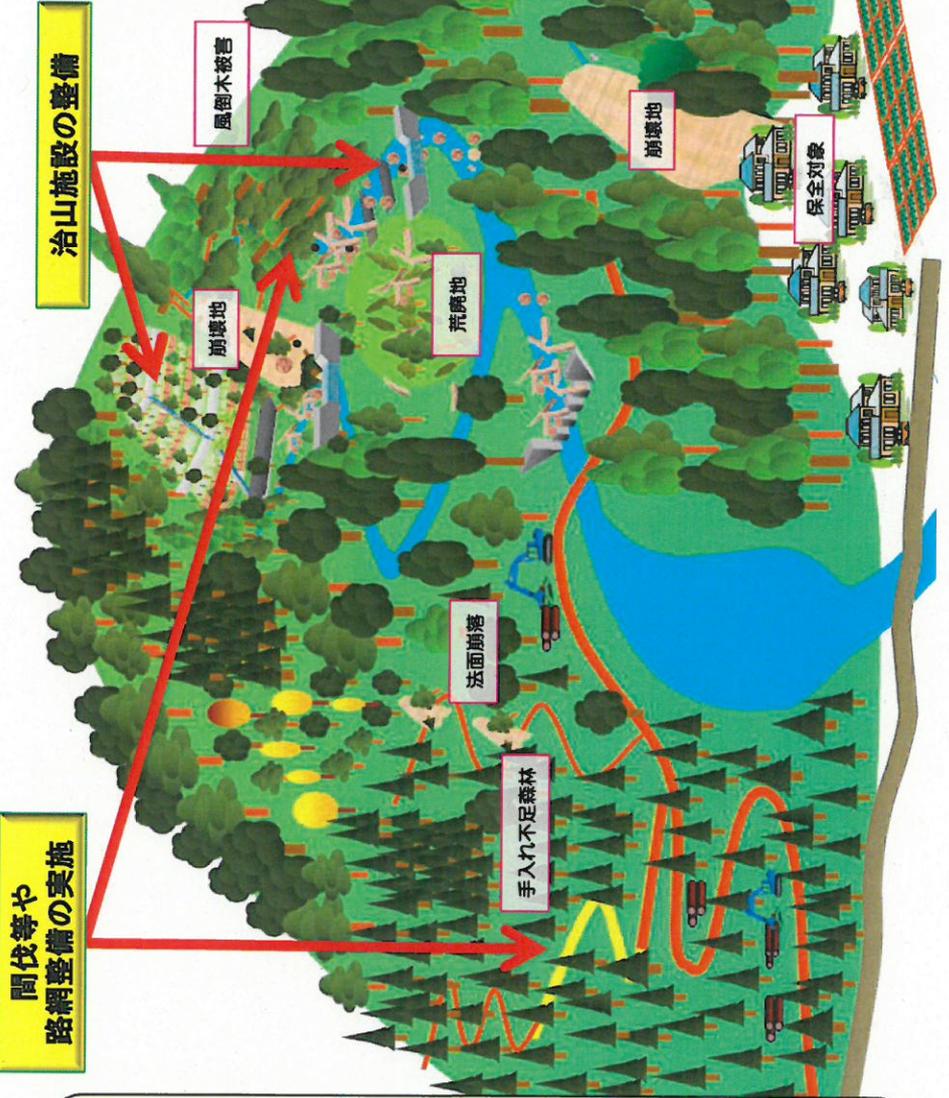


森林整備による復旧のイメージ



路網整備のイメージ

間伐等や路網整備の実施



治山施設の整備

治山事業

集中豪雨等に起因する土砂・流木の流出や崩壊、火山地域における土石流などの災害を防止するための治山対策を実施し、安全・安心を確保。



山地災害の発生状況



治山対策による復旧等のイメージ

国立研究開発法人森林総合研究所平成27年度計画新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林総合研究所 平成27年度計画</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成28年1月 日変更</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率化目標の設定等</p> <p>(1) 効率化目標</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 水源林造成事業等</p> <p>業務運営の効率化を図り、平成22年度経費と比較して、<u>補正予算の影響額を除き</u>、一般管理費については40%、人件費については22%、事業費については22%削減する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p><u>契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</u></p> <p>「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。</p> <p>入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。</p> <p>「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成)を踏ま</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人森林総合研究所 平成27年度計画</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月31日</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率化目標の設定等</p> <p>(1) 効率化目標</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 水源林造成事業等</p> <p>業務運営の効率化を図り、平成22年度経費と比較して、一般管理費については40%、人件費については22%、事業費については22%削減する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 契約の点検・見直し</p> <p><u>他の独立行政法人の事例等も参考に、随意契約の見直しを更に行うとともに、一者応札・応募となっている入札についても引き続き原因の分析を行い、更に「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)に基づく取組を着実に実施することにより、当所が定めた「随意契約等見直し計画」「一者応札、一者応募に係る改善方策について」の一層の推進を図る。</u></p> <p>「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。</p> <p>入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。</p> <p>「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成)を踏ま</p>

えた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

1～3 [略]

4 予算

(1)～(2) [略]

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	
政府出資金	10,776
長期借入金	6,300
業務収入	498
業務外収入	116
計	
支 出	
業務経費	
造林事業関係経費	
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	437
借入金等償還	15,068
支払利息	2,589
一般管理費	358
人件費	3,283
業務外支出	40
計	

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

えた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4～5 [略]

第3 財務内容の改善に関する事項

1～3 [略]

4 予算

(1)～(2) [略]

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	14,531
政府出資金	10,776
長期借入金	6,300
業務収入	498
業務外収入	116
計	32,221
支 出	
業務経費	11,171
造林事業関係経費	10,734
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	437
借入金等償還	15,068
支払利息	2,589
一般管理費	358
人件費	3,283
業務外支出	40
計	32,508

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	182
長期借入金	1,920
業務収入	12,095
業務外収入	20
計	14,216
支 出	
借入金等償還	13,904
支払利息	1,252
一般管理費	78
人件費	239
業務外支出	77
計	15,550

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

5 収支計画 [略]

6 資金計画

(1)～(2) [略]

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	182
長期借入金	1,920
業務収入	12,095
業務外収入	20
計	14,216
支 出	
借入金等償還	13,904
支払利息	1,252
一般管理費	78
人件費	239
業務外支出	77
計	15,550

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

5 収支計画 [略]

6 資金計画

(1)～(2) [略]

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定) (単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,117
業務活動による支出	17,376

投資活動による支出	2, 540
財務活動による支出	15, 068
次年度への繰越	1, 134
資金収入	
業務活動による収入	
補助金収入	
収穫等収入	483
その他の収入	111
投資活動による収入	2, 520
財務活動による収入	17, 076
前年度からの繰越	1, 396

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

投資活動による支出	2, 540
財務活動による支出	15, 068
次年度への繰越	1, 134
資金収入	36, 117
業務活動による収入	15, 125
補助金収入	14, 531
収穫等収入	483
その他の収入	111
投資活動による収入	2, 520
財務活動による収入	17, 076
前年度からの繰越	1, 396

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22, 886
業務活動による支出	1, 755
投資活動による支出	2, 301
財務活動による支出	16, 334
次年度への繰越	2, 495
資金収入	22, 886
業務活動による収入	12, 292
政府交付金収入	182
負担金・賦課金収入	10, 804
その他の収入	1, 306
投資活動による収入	3, 504
財務活動による収入	4, 350
前年度からの繰越	2, 739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22, 886
業務活動による支出	1, 755
投資活動による支出	2, 301
財務活動による支出	16, 334
次年度への繰越	2, 495
資金収入	22, 886
業務活動による収入	12, 292
政府交付金収入	182
負担金・賦課金収入	10, 804
その他の収入	1, 306
投資活動による収入	3, 504
財務活動による収入	4, 350
前年度からの繰越	2, 739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4～第7 [略]

第4～第7 [略]



国立研究開発法人森林総合研究所 平成27年度計画

27森林総研第 号平成28年1月 日変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定に基づき、平成23年3月31日付けをもって認可（平成27年3月31日変更認可）された独立行政法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）中期計画を達成するため、同法第31条の定めるところにより、次のとおり平成27年度の業務運営に関する計画を定める。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発の推進

「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」（平成24年9月林野庁策定）に示された、森林・林業政策上の優先事項を踏まえるとともに、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で方向付けられた「林業の成長産業化」を実現するため、以下のAからIに掲げる9課題を重点的に推進する。特に、豊富な森林資源の循環利用を促進するため、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築、新たな木材需要の創出に向けた技術開発等に積極的に取り組む。

また、こうした研究開発を支える基盤的な知見を収集・蓄積するとともに、特定母樹の指定等に向けて林木育種を積極的に推進するなど、林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布を行う。

(1) 森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発

A 地域に対応した多様な森林管理技術の開発

国産材の持続的生産のため、低コスト再造林システムの提案に向けて、異なる地域や環境でのコンテナ苗の活着・生育特性や植栽効率等を踏まえて、地域に応じた苗木植栽オプションを提示する。地域資源を活用した多様な森林管理技術の開発に向けて、土壌の理化学性と樹木の養分特性に基づいて、森林の物質循環を維持するための診断指標を策定する。

地域の特性を考慮した多様な施業システム構築のため、北方林の天然更新可能性の予測と天然更新補助作業のコスト評価から地域レベルで天然林施業の適否を判断する手法を開発する。スギの天然更新について、スギ実生の発生動態から更新機会が制限されるメカニズムを解明する。

B 国産材の安定供給のための新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発

北方林業における低コスト造林システムと全機械化伐出システムを組み合わせた伐採・造林一貫システムを構築して、その適用条件及コストの評価を行う。

川上・川下連携のための効率的な流通システム開発のため、コーディネート組織の需給調整機能を解明する。森林経営の経済分析手法を開発し、林業所得拡大方策を提案する。

(2) 林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発

C 木材の需要拡大に向けた利用促進に係る技術の開発

国産材加工技術の効率化のために、作業時間分析に基づき、スギ大径木から心去り角製品を生産する製材コストを明らかにする。木材製品の品質管理のために、重量測定が不要な強度性能の非破壊的な評価技術を開発する。

木材需要の拡大のため、構造用パーティクルボードを開発し、その品質管理手法を確立する。木造住宅の信頼性向上のため、シロアリの野外における生息状況と気象環境等との関係を解明する。

D 新規需要の獲得に向けた木質バイオマスの総合利用技術の開発

木質バイオマスの経済性のある利用システムを構築するため、今中期計画中に行った研究の成果を整理し、経済的に成り立ちうる木質バイオマスのエネルギー利用ビジネスモデルの提案を行う。

トレファクション燃料の連続生産、小規模利用技術の実用化に向けた装置運転データの収集及びペレット燃料利用実証を行う。

改質リグニンをベンチプラントにおいてキログラムレベルで製造し、各アプリケーション技術開発に供給できる体制を確立する。

ウッドプラスチック（WPC）の耐久性能向上に寄与するヤナギ葉の添加剤としての機能を明らかにする。

(3) 地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林の機能発揮に向けた研究

E 森林への温暖化影響評価の高度化と適応及び緩和技術の開発

森林炭素蓄積量調査データの分析により炭素蓄積量の時空間変動の特徴や要因を明らかにし、モニタリング手法の精緻化を図る。タワー観測により構築したパラメータセットを活用し、炭素動態に関して光環境観測手法を精緻化する。枯死木の枯死後年数と分解率のデータを利用し、枯死木の炭素動態の予測手法を精緻化する。

熱帯森林劣化地域で実施される森林修復事業において、修復後の森林に期待する生態系サービスに応じた修復戦略を明らかにする。100種以上の熱帯林樹種の樹高に応じた光合成特性を明らかにする。

F 気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発

水文観測に基づき、地球温暖化の進行が水資源賦存量や流況等に与える影響を総合的に評価する。これまでの研究成果に加えて、風化に関わる水質成分の流域内の移動過程を解明することで、渓流水の水質形成過程の変動予測手法の精度向上をさせる。

近年発生した山地災害について、現地調査もとに地形、地質、植生、気象・積雪条件等の発生環境から発生メカニズムを推定し、長期的な気候変動との関係を解析する。

G 森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発

シカ個体数管理のための捕獲システムを開発し、適用条件を明らかにする。亜熱帯域島嶼における南根腐病の被害現状と伝播様式を明らかにし、その発生や拡大に関わる要因を評価する。

REDD プラス環境セーフガードについて国際的枠組みに沿った参画の促進につながるあり方を明らかにする。シカの採食圧による森林の下層植生衰退が鳥類群集に与える影響を評価する。

(4) 林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究

H 高速育種等による林木の新品種の開発

検定の進捗状況を踏まえ、概ね60品種を目標として初期成長の早いスギ品種等の新品種を開発するとともに、エリートツリーの開発を推進するため、検定林データの収集、候補木の選抜、適時に人工交配等を進める。また、開発したエリートツリー等を特定母樹に申請する。

林木育種の高速化を図るため、早期選抜に用いる DNA マーカー開発に必要なスギの DNA 情報及び形質データの取得を進め、スギの材質等の有用形質と連鎖したマーカーのとりまとめを行うとともに、ゲノム情報を利用した育種高速化の技術を体系化する。

また、関係機関と連携して、海岸林再生に必要なマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の大量増殖技術を開発する。さらに、温暖化に伴う気候変動への適応策に資するため、耐風性に優れたテリハボクの品種開発に向け、台湾、太平洋共同体事務局（SPC）との共同研究に基づき、日本産・台湾産・フィジー産テリハボク家系の評価を進める。耐乾燥性に優れたメリアについては、ケニアとの共同研究で、これまでに開発してきた DNA マーカーを用いたメリア天然林等の遺伝構造解析を進める。

I 森林遺伝資源を活用した生物機能の解明と利用技術の開発

効果的な遺伝資源の保存のため、マツ材線虫病の拡大で消滅が懸念されるアカマツ天然林の林分構造の変化と遺伝的多様性に及ぼす影響を解明し、生息域内保存の遺伝資源の適切な管理方策を提示する。

30年生アカマツ相互移植試験地を用いて、生存と成長及び形質に与える効果を解析し、アカマツの環境適応性を明らかにする。また、短いDNA配列情報で分類群の同定を行うDNAバーコードを用いて、日本産樹木はまだ約77%の種でしか種同定ができない。そこで、新たなバーコード領域を開発して種同定の精度を高め、さく葉標本など多様なサンプルから抽出したDNAからバーコード配列を解読する手法を開発して汎用性を高めることで、DNAバーコードシステムの充実を図る。

高ストレス耐性を付与した組換え樹木の開発に向け、GolS過剰発現ポプラについて、水分生理的な視点から耐塩性の評価を行う。また、樹木の生物機能の解明と利用技術の開発のためオオシマザクラのシュート再生系の開発を行う。菌根性食用きのこの人工栽培化に向け、アカマツの菌根菌を広葉樹に感染させる技術を開発する。

機能性成分のアルカロイド類を効率的に生産するため、機能性樹木であるカギカズラの根の液体培養条件を解明する。

(5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進

研究開発を支える基盤データ及び情報を収集するため、各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文及び水質や積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続する。

また、収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管するとともに、データベースとして整備・公開する。

(6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布

ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布

貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、スギ等の育種素材として利用価値の高いもの、クロビイタヤ等の絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね1,200点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、その特性の評価を行うとともに、配布に活用する。

イ きのこと類等の遺伝資源の収集、保存及び配布

きのこ類等微生物の遺伝資源について、概ね100点を探索・収集し、増殖・保

存及び配布を行う。

ウ 種苗等の生産及び配布

都道府県等による第2世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。

また、特定母樹及び新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

2 森林保険業務の推進

(1) 被保険者の利便性の確保

森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないように、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。

(3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化

ア リスク管理体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

イ 内部監査体制の整備

適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。

ウ 職員の能力向上

適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。

エ 情報開示

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。

(4) 研究開発との連携

研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。

3 水源林造成事業等の推進

(1) 水源林造成事業

ア 事業の重点化の実施

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

a 公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

b 期中評価の反映

期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。

c 搬出間伐と木材利用の推進

① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。

また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。

② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。

なお、その施工に当たっては間伐材の活用努める。

d 森林整備技術の高度化

① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。

② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。

③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。

ウ 事業内容等の広報推進

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。

また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成26年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。

さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施するとともに、中間取りまとめ結果を研究発表会等を活用し広報する。

エ 事業実施コストの構造改善

森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。

(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業

計画的で的確な事業の実施

特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務(社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。)を確実に行う。

(3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施

債権債務管理業務等の実施

平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T - A 資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。

4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化

研究所は、国、他の研究機関、都道府県、大学等との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施するとともに、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。

また、東日本大震災後の海岸林の再生や放射能汚染被害への対応に関しては、国や都道府県をはじめとする国内外の関係機関との連携を強化して、調査研究を継続するとともに、成果とりまとめを進め、関係者への適時適切な情報発信に努める。

さらに「林業の成長産業化」に関する研究開発の取組を一層推進するため、国、関係研究機関、民間団体等との調整機能を高め、連携協力体制を強化し、迅速な成果とりまとめと情報発信に努める。

自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響調査等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生や活性化に資する重要な森林・林業政策に対応する

ため、行政機関等への情報の提供や行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。

また、国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。

受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。

産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組むとともに、関係者・関係団体に、より分かりやすい実践的な情報の発信に努める。

森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。

また、林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。

5 成果の公表及び普及の促進

(1) 成果の公表及び広報

研究開発の成果等については研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、社会的に関心の高いテーマを取り上げた公開講演会や、プロジェクト成果の公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。

国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行うこととし、研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。

(2) 成果の利活用の促進

普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。

自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。

知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。

6 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析及び鑑定

民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。

(2) 講習及び指導

研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。

また、海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。

さらに新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計20回を目標に開催する。

(3) 国際機関、学会等への協力

我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。

また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率化目標の設定等

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成26年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額以上の削減を行う。

イ 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

ウ 水源林造成事業等

業務運営の効率化を図り、平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除

き、一般管理費については40%、人件費については22%、事業費については22%削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成23年10月28日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。

2 資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 組織等

試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整備を図る。

森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。

(2) 保有資産

保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。

島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）は、独立行政法人通則法第46条の2に基づき、国庫に納付する。連光寺実験林（東京都多摩市）については、平成27年度から保有資産検討委員会を立ち上げ、作成した不要財産調査票をもとに、引き続き、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置を取りまとめる。

共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。

施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、除染の実施状況等を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。

(3) 職員の資質向上

研究職員については、各種研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、社会的要請への柔軟な対応能力を強化するため、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。また、学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内留学や流動研究による研究交流を促し、研究成果の発信力向上を図る。

森林整備センターについては、「人材育成の基本的考え方」（平成27年1月策定）に基づき、職員を各種研修等へ参加させることによって、職員の能力開発と資質向上を図る。

さらに、法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。

加えて、職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、研修等を通じて役職員への周知徹底を図る。

なお、研究開発においては、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底を図るとともに、法令遵守を推進する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。

入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。

「監事監査指針」（平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成）を踏まえた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。

4 内部統制の充実・強化

国立研究開発法人への移行に伴い、変更した業務方法書に規定する内部統制に係る事項に関し整備した関係規程等を踏まえ、業務全般について、PDCAサイクルを有効に機能させるなど、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化を図る。

5 効率的・効果的な評価の実施及び活用

外部専門家・有識者による研究評議会を開催して、外部からの意見を聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。

研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。

研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行うとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。

一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発

(1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。

(2) 自己収入の拡大に向けた取組

研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。種苗の配布についても優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、自己収入の確保に努める。

特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、権利維持見直しを行い保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動の活性化に努める。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であ

ること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

コスト縮減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。

なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを行うとともに、外部有識者を含む水源林造成事業リスク管理委員会を開催し、検討を行う。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

中期計画に基づき、業務の効率化を進め確実な経費の削減を図るなど、適切な運営を行う。

4 予算

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	9, 3 5 1
施設整備費補助金	1 9 7
受託収入	8 9 8
諸収入	8 2
前年度より繰越	4 0 8
計	1 0, 9 3 6
支 出	
人件費	7, 4 7 6
業務経費	1, 5 6 7

一般管理費	799
施設整備費	197
受託経費	898
計	10,936

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	2,311
計	2,311
支 出	
人件費	268
保険金	1,545
業務経費	574
一般管理費	178
予算差異	▲254
計	2,311

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	<u> </u>
政府出資金	10,776
長期借入金	6,300
業務収入	498
業務外収入	116
計	<u> </u>
支 出	

業務経費	
造林事業関係経費	
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	437
借入金等償還	15,068
支払利息	2,589
一般管理費	358
人件費	3,283
業務外支出	40
計	

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	182
長期借入金	1,920
業務収入	12,095
業務外収入	20
計	14,216
支 出	
借入金等償還	13,904
支払利息	1,252
一般管理費	78
人件費	239
業務外支出	77
計	15,550

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

5 収支計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,802
經常費用	10,784
人件費	7,476
業務経費	1,359
一般管理費	774
受託経費	834
減価償却費	341
財務費用	0
雑損	18
臨時損失	0
収益の部	10,803
運営費交付金収益	9,538
受託収入	898
諸収入	82
資産見返運営費交付金戻入	285
臨時利益	0
純利益	0
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	10
総利益	10

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,565
經常費用	2,565
人件費	268

保険金	1, 545
業務経費	574
一般管理費	178
その他経常経費	0
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	2, 311
保険料収入	2, 193
その他経常収益	12
財務収益	106
臨時利益	0
純利益	▲254

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 958
経常費用	2, 958
分収造林原価	50
販売・解約事務費	300
復興促進業務費	37
一般管理費	190
人件費	557
財務費用	1, 825
雑損	0
収益の部	2, 851
経常収益	2, 851
分収造林収入	144
販売・解約事務費収入	300

資産見返補助金等戻入	17
国庫補助金等収益	2,293
財務収益	3
雑益	94
純利益	▲107
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	298
総利益	191

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,636
經常費用	1,631
一般管理費	82
人件費	239
財務費用	1,242
雑損	68
臨時損失	5
収益の部	1,468
經常収益	1,468
資産見返補助金等戻入	1
国庫補助金等収益	175
割賦利息収入	1,275
財務収益	6
雑益	12
純利益	▲167
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	286
総利益	119

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 資金計画

(1) 研究開発

(研究・育種勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	10,936	
業務活動による支出	10,443	
投資活動による支出	492	
財務活動による支出	1	
次年度への繰越	0	
資金収入	10,936	
業務活動による収入	10,331	
運営費交付金による収入	9,351	
受託収入	898	
その他の収入	82	
投資活動による収入	197	
施設整備費補助金による収入	197	
その他の収入	0	
財務活動による収入	0	
前年度からの繰越	408	

(2) 森林保険業務

(森林保険勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	8,332	
業務活動による支出	2,565	
投資活動による支出	0	
財務活動による支出	0	
次期中期目標期間への繰越金	5,767	
資金収入	8,332	
業務活動による収入	2,204	
投資活動による収入	0	

財務活動による収入	106
前年度繰越金	6,021

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 前年度繰越金は、森林保険特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	<hr/>	
業務活動による支出	<hr/>	
投資活動による支出	2,540	
財務活動による支出	15,068	
次年度への繰越	1,134	
資金収入	<hr/>	
業務活動による収入	<hr/>	
補助金収入	<hr/>	
収穫等収入	483	
その他の収入	111	
投資活動による収入	2,520	
財務活動による収入	17,076	
前年度からの繰越	1,396	

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
資金支出	22,886	
業務活動による支出	1,755	
投資活動による支出	2,301	

財務活動による支出	16,334
次年度への繰越	2,495
資金収入	22,886
業務活動による収入	12,292
政府交付金収入	182
負担金・賦課金収入	10,804
その他の収入	1,306
投資活動による収入	3,504
財務活動による収入	4,350
前年度からの繰越	2,739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第4 短期借入金の限度額

(1) 研究開発

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

(2) 森林保険

15億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

(3) 水源林造成事業等

25億円

(想定される理由)

- ・借入金の償還（元金均等半年賦）とその財源となる負担金等の徴収（元利均等年賦）等の制度差に起因する一時的な資金不足
- ・その他一時的な資金不足

第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

1 不要財産の処分に関する計画

水源林造成事業等に係る保有資産については、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。

2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 18,000 ha

第6 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 森林保険勘定

剰余金は、積立金として整理する。

3 水源林勘定

剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

4 特定地域整備等勘定

剰余金は、経費節減・負担軽減を図る業務及び人材育成に係る経費に充てる。

第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
排水配管漏洩検知装置設置 (本所)	} 197
排水配管漏洩検知装置設置 (関西支所)	
研究本館空調設備改修 (本所)	

2 人事に関する計画

(1) 人員計画

ア 研究開発

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

イ 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

ウ 水源林造成事業等

事業の見直し及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進す

る。

(2) 人材の確保

研究職員の採用については、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保するよう努める。

森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

3 環境対策・安全管理の推進

「放射線障害予防規程」、「森林総合研究所環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。

省エネルギー・省資源・廃棄物削減に係る年度目標（数値目標）を設定し、PDCAサイクルを活かした、評価、改善策の検討等を行うことにより、更なる環境負荷の低減に努める。

環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。

老朽設備を省エネ型の機器に改修し、効果的な運転を行うとともに省エネを図る。

薬品等の適正使用・適正管理を推進するため、薬品等の化学物質の取り扱いについて、職場点検や所内掲示版等の注意喚起を通じて、事故・災害・環境汚染の未然防止に努める。また、不用薬品、不用物品等を計画的に適正処分する。

森林整備センターにおける職員等の安全衛生に係る取組を実施するとともに、造林者等に対して安全管理に関する指導等を実施する。

4 情報の公開と保護

研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、文書資料の電子管理の充実を図り、情報公開業務の適正かつ迅速な対応に努める。

なお、研究開発においては、文書決裁の電子化を進める。

個人情報の保護に関して、職員へ更なる周知・啓発を図り、情報管理を行い、情報の公表と保護について、適切な処理に努める。

また、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年度版）」に基づき、情報セキュリティポリシーを改正する。併せて、役職員向けの情報セキュリティハンドブック（解説資料）を改訂するとともに、全役職員を対象とした自己点検の実施、eラーニングシステムを用いた定期的な教育及び研修の実施、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練の実施、情報セキュリティ対策に係る監査の充実や内部統制の充実・強化を図る。

5 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

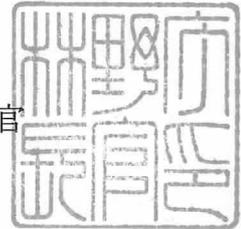
前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。



27 林整研第194号
平成27年12月21日

国立研究開発法人
森林総合研究所理事長 殿

林野庁長官



不適正な経理処理事案に係る今後の対応について

今般、貴法人において、不適正な経理処理事案が相次いだことは誠に遺憾である。

来年4月から、新たな中長期目標及び中長期計画に基づき研究開発成果の最大化を図っていくためにも、速やかに、今般の事案で失われた信頼の回復に努める必要がある。

については、国民から厳しい目が向けられていることを再度十分に自覚し、貴職自らが先頭に立ち、関与した者の処分や、委託事業の規程に基づく返還等、適切に対処されたい。また、このようなことが二度と起こらぬよう、既に再発防止策を講じられていると認識しているところであるが、再度その徹底を図られたい。



国立研究開発法人森林総合研究所における
不適正な経理処理事案に係る調査報告書
(最終報告)

平成27年12月

国立研究開発法人森林総合研究所

【目次】

I	調査結果の概要	1
II	調査方法	4
III	聞き取り調査・確認	6
IV	確認された事実	7
V	発生要因	8
VI	再発防止策	10
VII	今後の対応	15

I 調査結果の概要

1. 調査の経緯

- (1) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（現「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」、以下「農研機構」という。）が平成26年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）を受けて、独立行政法人森林総合研究所（現「国立研究開発法人森林総合研究所」、以下「森林総研」という。）においても、4月以降、不適正な経理処理に関する予備調査を実施した。
- (2) 予備調査の結果、預け金による不適正な経理処理が行われたとの疑いが生じたことから、平成26年8月21日付けで、外部専門委員3名（弁護士2名、公認会計士1名）及び内部委員2名の計5名体制による調査委員会を設置し、全容解明に向けた調査を開始した。
- (3) 調査委員会による調査の結果、森林総研において、研究職員（転出者及び退職者（以下「転出者等」という。）を含む。以下同じ。）及び経理担当職員（転出者等を含む。以下同じ。）が関与したプリペイド方式や預け金等による不適正な経理処理が行われている事実が判明したため、平成26年12月19日、中間報告を公表した。
- (4) 平成27年1月以降、会計検査院による検査が行われ、同年11月6日に、平成26年度決算検査報告が発表された。その結果、森林総研を含む農林水産省関連の10独立行政法人において、不適正な会計処理を行って研究用物品の購入等が行われた代金が、平成18年度から同25年度（森林総研の場合は平成21年度から同25年度）までの間に、合計1,195,096,103円であるとされた。
- (5) 調査委員会は、中間報告以降、引き続き全容解明に向けた調査を実施するとともに、会計検査院の分類に基づく態様別に、取引業者の書類と森林総研の書類の突合、関係する研究職員等（研究担当役員（転出者等を含む。）を含む。以下同じ。）及び経理担当職員等（経理担当役員（転出者等を含む。）を含む。以下同じ。）に対する聞き取り調査や関係する業者に対する聞き取り調査を行うなど、経理処理において疑義のあるもの全てについて事実確認を行った。

2. 調査対象年度

森林総研の会計関係書類の確認が可能な平成21年度から同25年度

3. 調査の結果

調査委員会による調査の結果、判明した不適正な経理処理の実態は、以下のとおりである。

(1) DNA合成製品の購入を前払いにより行っていた事態

DNA合成製品の購入に当たり、研究職員名等を製造メーカーに登録してDNA合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA合成製品の購

入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払いして、その口座にDNA合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有しておき、研究職員が研究等の進捗に応じて必要なDNA合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式（以下「プリペイド方式」という。）を利用して前払いにより行っていた事態（契約金額：31,521,869円、関与人数：56名）

（2）預け金

研究職員が、販売代理店に架空の取引を指示するなどして、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることなどにより森林総研に代金を支払わせ、当該代金を同代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した研究用物品とは異なる物品を納入させるなどしていた事態（契約金額：17,130,120円、関与人数：17名）

（3）一括払

研究職員が、契約依頼票の提出等の正規の会計手続きを行わないまま、随時、販売代理店に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる研究用物品の契約依頼票を提出した上、業者から同物品の納入書等を提出させて、これらの研究用物品が納入されたとして森林総研に代金を一括して支払わせるなどしていた事態（契約金額：8,797,113円、関与人数：13名）

（4）翌年度納入

研究用物品が翌年度に納入されていたのに、研究職員又は納品検査を行う職員（以下「検査職員」という。）が、関係書類に実際の納品日より前の日付を検査日として記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして森林総研に代金を支払わせるなどしていた事態（契約金額：18,116,263円、関与人数：3名）

（5）先払い

研究用物品は年度内に納入されていたが、研究職員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より前の日付を記載することなどにより、実際に研究用物品が納入されるよりも先に森林総研に代金を支払わせるなどしていた事態（契約金額：6,684,245円、関与人数：5名）

（6）前年度納入

研究用物品が前年度に納入されていたのに、研究職員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を記載することなどにより、研究用物品が現年度に納入されたこととして森林総研に代金を支払わせるなどしていた事態（契約金額：217,350円、関与人数：2名）

（7）契約前納入

研究用物品は年度内に納入されていたが、契約手続きが行われずのまま納入さ

れていたのに、研究職員又は検査職員が、関係書類に実際の納品日より後の日付を記載することなどにより、研究用物品が契約締結後に納入されたこととして森林総研に代金を支払わせるなどしていた事態（契約金額：12,385,695円、関与人数：18名）

以上の結果、調査対象期間中に、不適正な経理処理に係る取引による契約金額は、総額で94,852,655円、関与人数は延べ114名、実人数76名であった。不正経理事案の態様別に契約金額及び関与人数をまとめると以下の表のとおりである。

森林総研における不適正な経理処理事案調査結果一覧（態様別）

態様	総計	
	契約金額（円）	関与人数（人）
プリペイド方式	31,521,869	56
預け金	17,130,120	17
一括払	8,797,113	13
翌年度納入	18,116,263	3
先払い	6,684,245	5
前年度納入	217,350	2
契約前納入	12,385,695	18
計	94,852,655	延べ 114 実人数 76

II 調査方法

1. 不適正な経理処理に係る調査

(1) 予備調査

農研機構の不適正な経理処理事案の公表を受け、平成26年4月以降、プリペイド方式によるDNA合成製品等の契約実態及び預け金の不適正な経理処理への関与について、緊急調査を実施した。

この結果、研究職員31名から不適正な経理処理の疑いがある申告がなされた。このうち15名については、代理店1社における預け金による経理処理の申告であった。

(2) 本調査

平成26年8月21日、「独立行政法人森林総合研究所における公的研究費等の管理・監査の実施要領」に基づき、外部専門委員3名（弁護士2名、公認会計士1名）及び内部委員2名の計5名体制による調査委員会を設置し、全容解明に向けた調査を開始した。

調査に当たっては、森林総研の職員のうち中立的立場にある者で構成された調査チームを調査委員会の下に設置し、調査委員会が調査方法について指示・確認を行いながら、同チームが関係者への聞き取り、関係書類の突合を通じ、徹底した調査を進め、本事案の全容解明に努めることとした。

○ 調査委員会の構成及び調査委員会の開催状況（別紙）

(3) 調査方法

① 調査対象の範囲等

調査対象の範囲は以下のとおりとし、調査の過程において、以下に定めた調査対象以外に調査を広げる必要が生じた場合には、適宜追加の調査を行うこととした。

ア 調査対象契約

調査対象契約は、研究職員と取引業者との直接的な接触が研究業務遂行上必要となる可能性のある全ての研究用消耗品並びに成分分析・解析及び理化学機器の修理・保守等に係る役務（以下「研究用消耗品等」という。）の契約とした。

イ 調査対象年度

調査対象年度は、不適正な経理処理の事実を把握できる期間である平成21年度から同25年度とした（会計関係書類の確認が可能な文書保存期間（5年））。

ただし、各取引業者からの関係書類の入手可能な年度が平成21年度まで遡ることができない場合には調査対象年度を短縮せざるを得ない場合があることに留意することとした。

ウ 対象とする経理処理の範囲

対象とする経理処理の範囲は、プリペイド方式、預け金、一括払、差替え、翌年度納入、先払い、前年度納入、契約前納入といった森林総研の会計規程等で認められていない行為を対象とした。

エ 調査対象者

森林総研における調査を徹底するため、調査対象者は、森林総研の調査対象期間中の全ての研究職員等、経理担当職員等及び研究用消耗品等の納入実績のある全ての取引業者とした。

なお、現在、退職又は他機関に出向している者であっても調査対象期間中に在職していた者は調査対象とした。

② 取引業者に対する聞き取り調査・確認

予備調査において、不適正な経理処理を行ったとの疑義が判明した研究職員等と取引関係のあった1社に対する聞き取りを行うとともに、当該取引業者に対し、関係する全ての書類の提出を依頼し、提出された書類を森林総研の関係書類と突合し、不適正な経理処理の有無を確認することとした。

さらに、会計検査院による検査が開始された以降は、不適正な経理処理による取引が行われた疑いのある16社に対し、帳簿等関係書類の提出を求め、森林総研が保有する書類と突合し、不適正な経理処理の有無を確認するとともに、関係職員等に対する聞き取りと矛盾がある場合は、取引業者に帳簿等の精査を要請することとした。

また、調査対象期間中に取引のあった業者のうち、不適正な経理処理による取引が行われた疑いのある16社以外の全ての業者（1389社）に対し、書面により不適正な経理処理への関与の有無を確認することとした。

③ 関係職員等に対する聞き取り調査・確認

取引業者から提出された関係書類並びに予備調査において自ら申告した研究職員等及び取引業者からの申告で疑義があるとされた研究職員等への聞き取りにより、不適正な経理処理の事実認定を行うこととした。

また、予備調査において、預け金の不適正な経理処理に関与していないと申告した研究職員等に対する聞き取りを行い、関与の有無を再確認することとした。

さらに、会計検査院による検査が開始された以降は、業者の書類と森林総研の書類の突合の結果、不適正な経理処理による取引を行ったと疑われる職員等に対する聞き取り調査を行うこととした。

2. 具体的な事実認定

以下（1）及び（2）に該当する場合は、不適正な経理処理による取引があったと事実認定することとした。

- （1）取引業者の帳簿等において、原資として整理されている契約代金に関する入金年月日、品名、金額と一致する森林総研の契約が存在し、個別の取引に対応した原資からの支払いが確認されていること
- （2）職員等への聞き取りにより本人が不適正な経理処理による発注であることを認めた取引であること

3. 研究外使用の確認

- （1）会計証憑等からの確認

取引業者が保有していた預け金台帳と森林総研が保有する会計証憑（契約依頼票、契約決議書）、研究職員等から提出のあった取引関係資料、関係職員等に対する聞き取り調査結果を照合し、納入された物品の研究以外の用途への使用がないことを確認することとした。

（2）納入された物品等からの確認

研究用試薬等については、以下の理由により、研究用以外の使用がないと判断することとした。

- ① DNA合成製品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないものであり、当該塩基配列については研究上の個別性があり、一つ一つ配列が異なるため、特定の研究目的に用いられるものであること
- ② 分析用試薬、分析用消耗品等については、実験設備の整った施設等において研究用にしか使用できないこと

Ⅲ 聞き取り調査・確認

1. 取引業者

（1）平成26年8月29日から同年11月14日にかけて、DNA合成製品等を取引している代理店及び当該代理店と取引のあるメーカーへの聞き取り調査並びに研究職員等への聞き取りから預け金による取引の疑いのある1社への聞き取り調査を実施した。また、会計検査院による検査が開始されて以降、不適正な経理処理の疑いのある16社への聞き取り調査を実施した。

（2）平成27年2月12日から、不適正な経理処理の疑いのある16社に対して、森林総研との取引に係る関係書類の提出を求め、森林総研の関係書類と突合し、不適正な経理処理の有無について事実確認した。

（3）平成27年4月24日から、調査対象期間中に取引のあった業者のうち、不適正な経理処理の疑いのある16社以外の全ての業者（1389社）に対し、書面により不適正な経理処理への関与の有無を確認した。

2. 研究職員等及び経理担当職員等

（1）平成26年8月29日から同年11月14日にかけて、調査対象期間中に在職していた転出者等のうち、予備調査で疑義がないとした再雇用又は非常勤職員等で勤務している者を除く全研究職員等511名（現職427名、転出者等84名）に対し、プリペイド方式等によるDNA合成製品等の取引、預け金等の不適正な経理処理について聞き取り調査・確認を行った。また、経理担当職員等のうち、転出者等を除く77名に対しても聞き取り調査・確認を行った。

（2）平成27年4月24日から同年6月24日にかけて、それまでの調査で、不適正な経理処理の疑義が確認できなかった全ての研究職員転職者等（84名）に対し、不適正な経理処理の有無について、書面による確認調査を行った。

- (3) 調査過程において、不適正な経理処理に関して疑義が生じた場合などは、複数回の聞き取り調査を実施するなど、延べ745回の聞き取りを実施し、調査結果を個別整理票にまとめ、平成27年11月26日の第7回調査委員会において事実認定を行った。

IV 確認された事実

調査の結果、調査対象期間中に、16社中15社との間で不適正な経理処理による取引が確認され、契約金額合計は94,852,655円、契約に関与した人数は延べ114名（実人数76名）であった。

なお、不適正な経理処理の疑いのある16社以外の全ての業者（1389社）については、不適正な経理処理への関与の有無を確認した結果、関与の事実は確認できなかった。

態様別の調査結果は以下のとおりである。

1. プリペイド方式

DNA合成製品等の全契約に係る調査の結果、DNA合成製品等の契約において、11社との間でプリペイド方式による取引が確認され、契約金額合計は31,521,869円、契約発注に関与した職員等は56名であった。

2. 預け金

予備調査において研究職員15名が預け金による経理処理の疑いを申告した代理店1社における全取引の調査の結果、同代理店との預け金による契約は合計17,130,120円、契約発注に関与した職員等は17名であった。

3. 一括払

予備調査において研究職員15名が預け金による経理処理の疑いを申告した代理店1社における全取引の調査の結果、同代理店との一括払による契約は合計8,797,113円、契約発注に関与した職員等は13名であった。

4. 翌年度納入

不適正な経理処理の疑いのある16社の関係書類と森林総研の関係書類との突合及び関係職員等に対する聞き取り調査の結果、3社との間で翌年度納入による取引が確認され、契約金額合計は18,116,263円、契約発注に関与した職員等は3名であった。

5. 先払い

不適正な経理処理の疑いのある16社の関係書類と森林総研の関係書類との突合及び関係職員等に対する聞き取り調査の結果、4社との間で先払いによる取引が確認され、契約金額合計は6,684,245円、契約発注に関与した職員等は5名であった。

6. 前年度納入

不適正な経理処理の疑いのある16社の関係書類と森林総研の関係書類との突合及び関係職員等に対する聞き取り調査の結果、2社との間で前年度納入による取引が

確認され、契約金額合計は217,350円、契約発注に関与した職員等は2名であった。

7. 契約前納入

不適正な経理処理の疑いのある16社の関係書類と森林総研の関係書類との突合及び関係職員等に対する聞き取り調査の結果、10社との間で契約前納入による取引が確認され、契約金額合計は12,385,695円、契約発注に関与した職員等は18名であった。

なお、契約金額合計及び関与した職員数には、平成26年12月19日に公表した中間報告においてポストペイド方式により手続きが行われたものとして計上していた契約金額36,225円、関与した職員1名が含まれる。

8. 調査の結果、上記7つの不適正な経理処理による取引により納入した物品は全て研究用物品であり、研究用以外での使用の事実はなかった。

V 発生要因

1. 研究職員と代理店等の取引業者の営業担当者の直接的な接触

研究物品を取り扱う代理店等の取引業者の営業担当者と研究職員は、個々の研究室で接触し、打ち合わせ等を行う機会が多かった。そうした中で、研究を円滑に進めようとする研究職員と、営業活動を展開しようとする営業担当者との間で、お互いに便宜を図ろうとするなれ合い的な関係が醸成され、こうした関係が、預け金等の不適正な経理処理の発生に結びついたものと考えられる。

2. 経理・検収担当部局の対応

不適正な経理処理により取引された主な物品であるDNA合成製品等は、研究の進捗状況に応じた発注及び迅速な納入が必要である一方、目視による現品の確認が困難であるなど特殊な物品であることから、検収が納品書のみになるなど物品等の現認を前提とした現状の検収体制では適切な対応に限界があった。

研究職員はその研究業務の性質上、研究用の物品等の迅速な調達を望み、研究上の需要を満たすために正規の物品等購入手続きを経ずに直接業者に物品を注文しようとする事態があり得ることを、森林総研が組織として認識し、これらの事態に対し適切に対応すべきところ、関連する内部統制の整備と運用に不備があったといわざるを得ない。このような中、取引業者が、研究者の要望に応える電子メールやウェブ等を利用したプリペイド方式を考案し、研究職員と直接取引が行われるようになったものである。会計規程上疑義のある案件が生じたときに対応するための相談窓口、所内での検討体制が整っていなかったことも不適正な経理処理が続けられた要因の一つと考えられる。

また、預け金の場合、取引業者が、一旦、検収担当部門の検収を受けた研究用消耗品等を持ち帰り、後日、研究職員が指示した別の研究用消耗品等を直接研究職員に納入しており、検収担当者がかかる事態を予想することは困難であった。

3. 公的研究費に対する認識

(1) 公的資金を使用しているという認識の不足

預け金を行っていた研究職員の多くは、預け金が会計規程に違反しているとい

う認識はあった。しかしながら、年度を超えて継続的に研究を行いたい、あるいは、研究の進捗状況によって必要な物品を適時購入したい、という研究至上主義の思考方法に基づき、研究上の必要性こそが優位であるとする姿勢が会計規程の軽視に繋がり、預け金を行う背景となった。

さらに、ある研究職員が同じ研究室の別の研究職員の名義を使用したり、上司である研究職員の名義を使用して契約手続きを行った例、さらには、非常勤の職員や経理担当職員が研究職員に代わって契約手続きを行った例が見られ、その中には、自分名義で契約手続きが行われていた事実を知らなかった研究職員もいた。

これらを鑑みるに、国民の税金を原資とする公的研究費は、用途のみならず執行方法も含めて透明性を確保すべきであることへの意識や、必要な物品は必要な時期に適切に購入するという経費執行ルールに対する認識の欠如が不適正な経理処理につながっている。

(2) 適正な契約手続きに対する認識の不足

研究職員が取引業者に直接注文をし、研究室に配送・納入された物品を受領していたケースが複数確認できたほか、プリペイド方式による取引は権利を購入する契約であり会計規程に違反していると思っていなかった職員や緊急を要する場合は研究職員が直接取引業者に物品を発注しても良いと間違った認識を持っていた職員が複数存在するなど、物品等の調達や検収の契約手続きに関する職員の理解不足が主たる要因の一つに挙げられる。

また、契約とは異なる物品等を納入させた事例については、適切な手続きを経て購入するというルールを無視したものであり、森林総研の職員として有すべき基本的な規範意識が欠如していたといわざるを得ない。

預け金、一括払及びプリペイド方式等の不適正な経理処理については、先輩研究職員や同僚研究職員から便利な経理処理であるなどの助言等を受けたことが動機となった研究職員が複数存在し、研究職員と経理担当職員との日頃の意思疎通が不十分であったことも不適正な経理処理が長年にわたり継続した要因の一つと考えられる。

4. 態様別発生要因

1～3までの要因のほか、研究職員が不適正な経理処理を始めた要因を、以下のとおり態様別に整理した。

(1) プリペイド方式

プリペイド方式を行った研究職員の多くは、先輩研究職員や同僚研究職員から勧められたほか、業者からの使い勝手の良い研究者に便利な取引形態である旨の宣伝が動機の一つとなった。

すなわち、プリペイド方式は、電子メールやウェブ（ネット）による取引で、正規の経理処理による場合と比較して手続きが簡易で、納期が大幅に短く、年間を通じて随時発注が可能な融通性の高い手法であった。また、DNA合成製品の取引においてはプリペイド方式が普及していたが、森林総研の会計規程上は問題があった。しかしながら、ほとんどの研究職員は、プリペイド方式が会計規程に違反しているという認識はないか希薄であり、同方式が研究を効率的に推進し、早

期に成果を得るために有効であるとの意識であった。

(2) 預け金、一括払

研究職員が、預け金ないしは一括払を始めた動機としては、年度末に残っている研究予算残額を有効に使い切る、年度を超えて研究を継続する、途中で実験手法を変更する場合に急に必要となる研究物品を納入できるようにする、新年度当初に研究上必要となる消耗品を入手可能にするため等、研究資金確保の必要性が主な動機となっていた。

また、研究予算を使い切らなければならない、研究予算残額を0にしなければならない、研究予算を委託元等に返納すると次年度の予算が削られる、などの意識を持っていた研究職員が多く、こうしたことも、預け金及び一括払の動機となった。

中には、契約後に購入予定の研究物品が不要になったにもかかわらず、業者に連絡しただけで、契約変更の手続きをとらなかったために結果的に預け金となった例もあった。

(3) 翌年度納入、先払い

多数の樹木サンプルの解析業務に係る契約をしたものの、業者に渡すサンプルの準備が遅れてしまい、サンプルの解析業務が完了したのが、業者への支払後となってしまったもの、DNAの塩基配列解析業務やRNA配列のドラフト解析業務において、解析に時間がかかり、解析結果データの納入が業者への支払後となってしまったものなど、契約期間変更の手続きが適切に行われなかった例があった。

(4) 前年度納入、契約前納入

分子生物学や林木育種に係る研究等において、実験に必要な研究薬品等研究消耗品を早急に入手する必要性が生じたときや、実験に必要な試料を早急に確保するために当該試料の合成を依頼する必要性が生じたとき等、緊急性が高い場合には、研究職員が直接業者に発注し、後日、契約手続きを行う例があった。こうした研究職員の多くは、緊急の場合は、研究職員自らが業者に発注しても良いとの認識を持っていた。

VI 再発防止策

今回の事案の発生に鑑み、再発防止のために、以下の対応を行うこととする（再発防止策には、中間報告で示した緊急の再発防止策のうち、今後も継続すると判断したものも含まれる。）。

1. 研究職員と代理店等の取引業者の直接取引の禁止

① 取引業者と研究職員との直接取引をしない旨の誓約書の提出

国立研究開発法人森林総合研究所における公的研究費等に係わる職員の行動規範において、「物品・役務等の発注に当たっては、必ず契約事務担当者を経由することとし、研究職員が直接発注してはならない」と規定されているにもかかわらず、会計規程で認められていない前払いでの購入及び預け金による物品等の調達が生じた要因の一つに、代理店等の取引業者の営業担当者と研究職員との直接

接触が日常化していたことにあることに鑑み、同規範の遵守について改めて周知徹底するとともに、たとえ特殊な物品等であっても代理店を含む全取引業者と研究職員との直接取引をしない旨の誓約書を全研究職員に提出させる等の措置を継続する。特に、新規採用者及び異動者に対しては、着任後、直ちに、誓約書を提出させる。また、非常勤職員等についても、同様に周知徹底を図る。

また、取引業者に対しては、「森林総研との契約等にあたっての注意事項」を提示し、森林総研と不適切な契約を行わない旨の誓約書の提出を要請する措置を継続する。

② 森林総研への取引業者の入館ルールの徹底

研究職員と取引業者が研究室という隔離された場所で接触することを避けるために、取引業者が森林総研に入館する際には、確実に受付を行わせ、外部からの入館者が所内に滞在する間は、入館証を常に明示させる措置を継続する。また、研究職員が取引業者から情報収集する必要がある場合のために、決められたオープンスペースを利用できる措置を継続する。なお、入館している外部の者の入館目的が分かるように、研究職員との打ち合わせを目的とする業者、契約担当者との打ち合わせ及び納入を目的とする業者、業者以外の一般の来客者ごとに色分けするなど入館証の種類を分ける措置を継続する。

2. 物品購入手続きの見直し及び検収・監査体制の強化

① 物品購入手続きの改善

今回の事案が、研究職員には、公的資金を使用しているという基本的認識が不足していたこと、及び、研究予算を計画的に使用するという意識が希薄であったかどうかの判断ができなかったことも要因の一つとなっていることを踏まえ、原則として、全ての研究職員に、研究課題ごとに年間の物品購入等計画書を作成させるとともに実際に物品等を購入する際には、購入予定物品等が当該研究の実施に必要な理由を記載させ、経理担当職員が物品購入等理由書により、研究職員が発注した物品等の購入の妥当性を判断する措置を継続する。

② 検収体制の見直し

今回の事案が、研究職員の行為に対して、契約・検収部門のチェックが十分及んでいなかったことによるものであることを踏まえ、特殊な物品等であっても、発注書と納品書、物品等の照合等の徹底といった措置が確実に行われるよう必要な体制を構築するとともに、取引業者、研究職員、経理担当職員に対して実地調査を実施するなど関連する内部統制の整備と運用について、その有効性を確保していく。

専門的な知識又は技能等が必要なため従来の方法では検収が困難な物品等にあつては、当該物品を発注した研究職員の上司である研究職員を臨時検査員に発令し、発注依頼者を同席させ検収を行う措置を継続する。

物品等の納入先は、遺伝子組換え生物等特殊な物品等を除き、原則として、森林総研内に設けた検収ルームとし、検収ルームで物品等の検収を行い、検収を終えたら、物品に検収印又はこれに代わるマーク等の押印等を行い、取引業者によ

る納入物の持ち帰りを防止する措置を継続する。さらに、研究職員に当該物品等を取りに来るよう連絡する等により、取引業者が研究室に当該物品を届けることを、原則として禁止する措置を継続する。なお、検収ルームへの納入ができない物品等については、検収担当が、納入先を指示する措置を継続する。

③ 単価契約の対象物品の見直し

プリペイド方式によるDNA合成製品等の購入が行われていた背景には、DNA合成製品等は、研究の進捗状況に応じた機動的発注と迅速な納入が求められるという研究職員側の無理からぬ実情があった。そこで、かかる研究職員側の実情に適切に対処するため、DNA合成製品等の購入については、発注から納入までの時間を短縮し、研究の進捗に支障がないよう単価契約を結ぶ措置を継続する。

また、DNA合成製品以外の物品等についても、研究職員の要望等を踏まえ、単価契約の対象を必要に応じ見直していく。

④ 新組織の設置

新たに森林総研に設けた「契約適正化推進室」及び「コンプライアンス推進室」については継続する。

「契約適正化推進室」は、研究職員が作成する物品購入等計画書の審査及び契約依頼票の審査を行い、研究職員が購入予定の物品について、研究課題遂行上の必要性、購入数量、品質及び購入時期等の妥当性を検証するなどして、研究職員に予算執行上、必要な助言を与える業務を継続する。

「コンプライアンス推進室」は、審査が終了した契約依頼票に基づき管財課が作成する契約決議書の審査を行い、契約価格の妥当性、購入先の妥当性を判断し、不要不急な物品の購入を防止し、また、後記⑥の職責を果たし、真に必要な研究物品等の購入の徹底を図る業務を継続する。

なお、物品購入等計画書及び契約決議書の審査結果については、理事長が確認し、理事長の確認のない物品等の購入ができない措置を継続する。

⑤ 物品の新たな取引形態への適切な対応

プリペイド方式は、DNA合成製品の取引においては普及していたが、森林総研の会計規程では認められていない取引形態であった。今後も、新たな商品及びその提供形態が誕生する中で、その時々会計規程に即していない、又は、想定されていない研究物品の取引形態が出てくる可能性もある。この場合において、当該提供形態が研究の推進上有効である場合は、適正な経理処理の観点から慎重な検討をした上で、会計規程等内部規定の見直し等を含め、適切に対応する必要がある。このため、契約適正化推進室が中心となって、新たな取引形態に関する情報収集を行うとともに、新たな情報を入手した研究職員は契約適正化推進室に情報提供する等、適切な対応ができる体制を構築する。なお、新たな仕組みを導入する場合においては、必要に応じて外部有識者の意見を聴取することも検討する。

⑥ 内部監査機能の強化等

コンプライアンス推進室は、再発防止策に基づく新たな手続きにより購入され

た物品の使用状況等について、適正に使用されているか定期的に確認し、再発防止策の効果を検証する業務を継続する。特に、薬品類については、不自然な使用状況になっていないか留意して検査する業務を継続する。

さらに、監査室による内部監査において、物品の使用状況等について監査を行うなど、再発防止策の実施状況について監査する業務を継続する。

3. 適正な経理処理の重要性に対する職員の意識の向上

① 不正防止等に係る研修の強化

不適正な経理処理の要因が、契約手続きに対する理解不足と規範意識の希薄さにあることに鑑み、研究職員等に対して、研究費を使用するに当たっての適正な手順やルール、不正対策に関する方針、再発防止策等についての研修を行い、不正防止に向けた意識の啓発を図る措置を継続する。例えば、英文校閲、論文投稿料、学会誌の別刷り購入等、特殊な購入手続きを要する物品や緊急に必要となった物品等については、立替え払いの方法等があることから、現行の会計制度の理解について、適正な運用が図られるよう研修等を通じ、周知する必要がある。

一般職員及び研究職員を対象とした、経理やコンプライアンスの研修（eラーニング又はテキスト方式）を実施するに当たっては、常に研修効果の確認に留意し、研修効果が認められない場合は、研修方法の見直しも含めて再研修を実施するなどして研修の徹底を図る措置を継続する。特に、新規の採用者、異動者に対しては、着任後、可能な限り早急に研修を実施する。

また、研究職員に対し、コンプライアンスの遵守が研究の遂行上必要不可欠であることの認識を深める対策を講ずる。

さらに、役員や管理職についても、今回の事態の発生を教訓として、意識の啓発やコンプライアンスの遵守について認識を新たにし、率先して部下の指導に当たることができるように対策を講ずる。

② 他機関へ異動する研究職員への対応

プリペイド方式による取引を行っていた研究職員の中には、他の研究機関に異動後も、自分名義の口座に残っていたポイントを用いて他の研究機関の研究で使用するDNA合成製品等の購入を行っていた事例があった。今後は、このような事態が発生しないよう、他機関に異動する時点で担当している研究課題及び残予算、購入した研究物品の異動後の取扱い等について報告させ、不適正な経理処理及び不適正な研究物品の使用が行われないよう措置する。

③ 適正な研究予算管理、契約手続きの徹底

不適正な経理処理に関係する研究職員の中には、当該研究職員が知らないうちに、自分の名義で契約依頼文書等が作成され、物品購入の手続きが進められていた者がいた。また、領域長又は研究課題の課題責任者である研究職員等研究予算を管理する立場の者が、研究予算がどのように執行されているのかを十分把握できていない者もいた。

研究予算の適正な管理・執行に対する意識の希薄化が、このような不適正な経理処理を生む下地となっている可能性があり、今後は、研究職員本人以外の者が

他の研究職員の名義を使って契約依頼票を作成することができない仕組みを徹底する。また、研究予算を管理する立場にある研究職員は、監督下にいる研究職員の研究予算の執行状況等研究予算全体について、責任をもって管理するよう徹底する。

④ 研究職員の相談窓口の設置

研究費を使用するに当たっての適正な手順については、全ての研究職員が熟知すべきことではあるが、個別の物品等の購入に当たっては、判断に迷うことがあることも想定される。また、研究計画の最終年度等年度内で一定の研究成果を出す必要がある場合、想定外の事態が生じて、緊急に研究物品の購入が必要となった場合、年度末等で研究成果を出すために短期的集中的に物品の購入が必要となった場合等、正規の物品購入手続きでは必要な時期までに物品を購入することが難しい事態が生じることもある。このような場合に対応するため、契約適正化推進室が、研究職員の相談窓口となり、必要に応じて、コンプライアンス推進室等関係課とも相談の上、適切な助言・指示等を行うこととする。

なお、緊急事態が生じていない場合においても、常日頃から研究職員と事務職員との意思疎通を図ることにより、緊急事態が生じたときに迅速に対応できるような関係を構築する。

支所等については、対応可能な業者数が限られるなど地域特有の問題等があり、本所が十分その実態を把握できない場合もあることから、再発防止策等に関する打ち合わせや意見交換を、テレビ会議等により実施するとともに、必要に応じて、契約適正化推進室やコンプライアンス推進室の担当職員が、支所等に出張し、直接、意見を聴取する機会を継続して設ける。

4. その他

① 再発防止策の効果の検証及び見直し

国民の税金を原資とする研究機関として、不適正な経理処理は、今後、二度と発生させてはならない事態である。そこで、上述した再発防止策を徹底するとともに、その効果を適時・適切に検証し、常により効率的で実効性のある再発防止策への見直しを図っていく。

② 合理的な調達を可能とする予算執行ルールの見直し

研究予算の多くは、原則として単年度主義に基づいており、年度ごとに研究の成果を出さなければならない。しかしながら、研究課題によっては、成果を出すまでに長期間を要するものも多く、特に生物を対象とする研究においては、年度をまたがって継続して研究を進める必要がある。さらに、研究には、予測不可能性がつきものであり、特に、新規の研究課題ほど、研究の進捗状況に応じ研究手法を柔軟に変更する必要性が生じる場合もある。先進的研究のかかる実情を踏まえ、効率的かつ効果的な研究の推進を可能ならしめるため、複数年契約をはじめとした、一層の合理的な調達を可能とする予算執行ルールについて、関係機関に対する要請も含め、検討していく。

③ 不正防止計画の作成

今回明らかになった不適正な経理処理事案に限らず、研究所内において不正を発生させる要因がどこに、どのような形であり得るのか、組織全体の状況を体系的に整理して不正を防止する必要がある。不適正な経理処理や研究不正を含め、全ての不正行為を防止するための計画を作成する。

また、今回の問題は一部の研究分野に偏りはあったものの、早期に発見できず長期にわたり深刻化させてしまった。既に研究所では「公益通報処理規程」を定めており、制度の趣旨等について、職員全員に改めて周知を行う。また、万が一、不正の兆候を認識した場合に、相談しやすい雰囲気醸成するため、気軽に相談できる体制を構築する。

Ⅶ 今後の対応

1. 関係者の処分

関係者の処分については、業者に対し直接の契約依頼行為を行った研究職員及び経理担当職員に加え、管理監督する立場の職員等についても、関与の実態を確認し、国立研究開発法人森林総合研究所職員就業規則及び職員の懲戒に関する規程に基づき、厳正に対処する。

2. 研究費の返還

調査結果を農林水産省等資金交付元へ報告し、適切に返還の要否について判断する。

3. その他

取引業者の管理下にある口座残高については、適正に算定の上、返還を求める。

1 調査委員会の構成

委員長	田中信義（弁護士）
委員	堀みずき（弁護士 つくばパーク法律事務所）
委員	小林保弘（公認会計士 小林公認会計士事務所）
委員	鈴木信哉（理事（企画・総務・森林保険担当））
委員	原田隆行（審議役（森林整備センター））

2 調査委員会の開催

平成26年 8月26日	第1回調査委員会 議題：調査方針等
10月14日	第2回調査委員会 議題：職員ヒアリングと業者調査の状況、今後の進め方
12月 8日	第3回調査委員会 議題：事実認定に向けた作業の状況と再発防止策策定に向けた検討、中間報告書（案）
平成27年 3月 9日	第4回調査委員会 議題：事実認定に向けた作業状況、再発防止策について等
7月27日	第5回調査委員会 議題：疑義無し業者・OBの調査結果報告、再発防止策の実施状況等
10月26日	第6回調査委員会 議題：不適正経理の実態について等
11月26日	第7回調査委員会 議題：事実の認定について等
12月14日	第8回調査委員会 議題：最終報告書（案）について等

平成 28 年度 独立行政法人等審査結果（主なもの）

1 独立行政法人（※は国立研究開発法人（その他は中期目標管理法人））

○ 情報通信研究機構※（総務省）

情報通信研究機構が有するサイバーセキュリティに係る対処能力向上のための演習基盤や攻撃観測・分析に対する技術的知見を活用するため、サイバーセキュリティに関する実践的な演習の実施に係る業務を追加。

また、I o Tを推進するためのテストベッド／データセンターの整備に係る助成及び債務保証に係る業務を追加。

○ 森林総合研究所※（農林水産省）

現在、森林総合研究所において暫定的に実施されている水源林造成に係る業務を同研究所の正式な業務とし、同業務を担当している2名の暫定理事を正式な理事へ変更等。

○ 情報処理推進機構（経済産業省）

サイバーセキュリティ対策を強化するため、以下の業務を追加。

- ・ サイバーセキュリティ戦略本部の事務の一部の受託に係る業務
- ・ 事業者等のサイバーセキュリティの確保を支援する国家資格に関する試験及び登録に係る業務
- ・ サイバーセキュリティに関する講習に係る業務

○ 環境再生保全機構（環境省）

現在、環境省が行っている競争的資金の配分について、手続の簡素化及び弾力的執行を可能とするため、環境再生保全機構に、他の研究機関の活用による環境の保全に関する研究及び技術の開発に関する業務等を追加。

2 特殊法人

○ 株式会社国際協力銀行（財務省）

民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラ・プロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、海外インフラ事業向けの投融資について更なるリスクテイクを行う特別業務の追加や支援手法の多様化などにより機能強化。